けんしんようの現況
2026

群馬県信用組合

本　店

プロフィール

設　　立	昭和 63 年 4 月 1 日（合併）
本店所在地	安中市原市 668-6
出　資　金	12 億 6 千万円
代　表　者	理事長　五十嵐　公
預 金 残 高	2,237 億円
貸出金残高	803 億円
役 職 員 数	163 名
店　舗　数	22 店舗

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

営 業 地 区

富岡市、安中市、高崎市、藤岡市、前橋市、甘楽郡、多野郡、佐波郡玉村町

※前橋市は旧大胡町、富士見村、宮城村、粕川村を除く地区

当組合のシンボルマークは、群馬県信用組合のイニシャル“G” が上昇していく形です。
これは地域社会と当組合がともに発展し、成長していく姿を表しており、“G” が形づくる円形とその動きは、それを実現していくために、当組合が柔軟かつ、きめ細かに地域を応援させていただく姿勢を示しております。

目　次

●はじめに
プロフィール…… 1
ごあいさつ…… 2
経営理念・長期経営計画・中期経営計画…… 3
群馬県信用組合 SDGs 宣言…… 4
事業の概況…… 5
決算概況…… 6

●地域を応援する取り組み
中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取り組み状況…… 7
金融サービスを通じた取り組み…… 14

●コンプライアンス等への取り組み
コンプライアンス態勢…… 16
リスク管理への取り組み…… 19

●各種サービスのご案内
業務のご案内…… 21
各種手数料のご案内…… 24

●ガバナンスの充実状況
群馬県信用組合の概要…… 26
組合員と総代会制度…… 27
店舗のご案内…… 29

●資料編
法定監査の状況…… 31
財務諸表…… 32
営業の状況…… 37
リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況…… 43
自己資本の充実の状況…… 44
連結決算の状況…… 55
連結における自己資本の充実の状況…… 57

ごあいさつ

皆さま方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は群馬県信用組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
当組合では、「創造と貢献」を経営理念に、地域の皆さまとのふれあいを大切にし、地域社会の活性化や地域の皆さまの豊かな暮らしづくりに貢献すべく業務に取り組んでおります。
本年も「けんしんようの現況２０２６」を作成し、当組合の経営方針や業績内容等についてご報告いたしますので、是非ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和７年度の国内経済につきましては、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費や設備投資が緩やかな回復基調で推移した一方、物価上昇や人手不足、国際情勢の影響などにより、先行きは依然として不透明な状況が続きました。群馬県内においても、設備投資や観光需要などで一部持ち直しの動きがみられたものの、中小企業では原材料・エネルギー価格や人件費の上昇に対する価格転嫁が十分に進まず、依然として厳しい経営環境が続きました。
金融情勢においては、日本銀行による段階的な政策金利の引き上げにより、長年続いた超低金利環境から「金利のある世界」へ移行し、金融機関を取り巻く経営環境は大きな転換期を迎えました。
このような中、当組合は中小企業・小規模事業者の皆さまへの円滑な資金供給や、販路拡大・事業承継・経営改善といった本業支援や地域行事へ参加による地域の皆さまとの交流など、地域経済の活性化に向けた取組みを実施してまいりました。
また、経営環境の変化や営業戦略の見直しに対応するため、令和７年度から新たな持続可能なビジネスモデルとなる新体制（本部・営業店）を構築し「安定した収益確保」をテーマに掲げ全職員一丸となってさまざまな施策に取り組みました。
令和８年４月からは、３年間にわたる「中期経営計画」が始まりました。地域と共に持続的に成長し続ける信用組合に向けて、次の取組みを骨子として事業を行ってまいります。
１．継続的に安定した収益を確保する
２．コンプライアンス体制の強化
３．統合的リスク管理の定着
これらの取組みを着実に実践していくことで、経営ビジョン『お客さまのご要望に素早く適確にお応えするため、誠意と熱意とフットワークで行動する金融機関になっている』を達成できるよう、役職員一同全力で邁進してまいります。
皆さま方におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年７月
理事長 五十嵐　公

経営理念・中期経営計画

当組合は、「創造と貢献」を経営理念に掲げ、地域のお客さまとのふれあいを大切にし、地域社会の活性化に貢献する信用組合として、地域の皆さまの豊かな暮らしづくりに貢献することが使命と考えております。

この経営理念に基づいた取り組みをさらに向上していくため、令和８年度に３年後を見据えた「中期経営計画書」を策定し、従来からの長期経営計画の経営ビジョンである『お客様のご要望に素早く適確にお応えするため、誠意と熱意とフットワークで行動する金融機関になっている』を継続的な取り組みとし、地域とともに持続的に成長し続ける信用組合に向けて、≪継続的に安定した収益の確保≫、≪コンプライアンス体制の強化≫、そして新たに様々なリスク（信用、市場、オペレーショナルリスク、戦略など）を組織全体の視点で継続的に把握し、評価、改善していく≪統合的リスク管理態勢の定着≫を中期経営計画の骨子として掲げました。

中期経営計画で掲げた経営ビジョンにいち早く到達し、地元の皆さまに必要とされる信用組合、お客さまから最初にご相談いただける信用組合となれるよう、一層努力してまいります。

経　営　理　念

「創造と貢献」

創　造　と　は

1．コミュニティづくり　2．特性ある信用組合づくり
3．魅力ある職場づくり

貢　献　と　は

1．地域社会の発展　2．信用組合の発展
3．職員と家族の発展

経営基本方針

1．地域と共に生きる信用組合づくり　2．信頼される経営体質づくり　3．活力ある組織風土づくり

経営ビジョン

**『お客さまのご要望に素早く適確にお応えするため、
誠意と熱意とフットワークで行動する金融機関になっている』**

事業ビジョン

○お客さまから相談を受ける体制が充実し、お客さまのニーズに合った付加価値のあるサービスが提供できる信用組合
○「安心して」から「快く」利用していただける信用組合
○コンプライアンスを重視し、経営内容等について透明性が高い信用組合
○自己資本が充実し、健全性が高い信用組合
○地域のために必要とされる信用組合
○地域のために必要とされる役職員が大勢いる信用組合

組織ビジョン

○役職員が日頃から地域との関わりを持ち、地域社会に貢献している信用組合
○職場内の公平性、透明性が高く、公正な評価ができる信用組合
○お客さま目線で応対ができる人材育成方法が確立している信用組合
○営業店サポート体制が充実している信用組合
○リスク管理手法とリスク管理体制が充実している信用組合
○職員満足度が高く、いきいきと働ける職場環境となっている信用組合

中期経営計画　（令和8年度～令和10年度）

地域とともに、持続的に成長し続ける信用組合

継続的に安定した収益を確保する

コンプライアンス体制の強化

統合的リスク管理の定着

群馬県信用組合 SDGs 宣言

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

群馬県信用組合の目指すSDGs

～お客さまからの『ありがとう』が私たちの活力です～

群馬県信用組合は経営理念**「創造と貢献」**のもと『お客さまのご要望に素早く適確にお応えするため、誠意と熱意とフットワークで行動する金融機関になっている』これを経営ビジョンに掲げ、金融サービスを通じて地域のお客さまの生活が豊かになるためのご支援を行い、地域の皆さまが便利で快適に暮らせるよう、さまざまなサービスの提供に取組んでおります。
国連が提唱する**「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」**の趣旨は、当組合の経営理念や経営ビジョンと同じくするものと考え、この取組を継続することで地域社会の発展や持続可能な社会の実現に努めてまいります。

令和5年6月1日
群馬県信用組合

長期経営計画のビジョンとSDGs目標

地域経済

当組合は地域のお客さまとのふれあいを大切にしています。そして、職員一人ひとりが多くのお客さまのご相談相手となれることを目標に日々活動しております。

●長期経営計画のビジョン
・お客さまから相談を受ける体制が充実し、お客さまのニーズに合った付加価値のあるサービスが提供できる信用組合
・「安心して」から「快く」利用していただける信用組合

●SDGs目標 8 9 11 17

具体的な取組
・中小企業・小規模事業者への金融支援
・創業支援・事業承継支援～起業・創業＆事業承継相談会を定期的に開催～
・地域のお客さまのニーズに対応した融資提案
・年金相談会の開催

人財

当組合は職員がいきいきと働ける職場環境をつくることや、お客さま目線で応対ができる「人」を育てることを目指し取組しております。

●長期経営計画のビジョン
・職場内の公平性透明性が高く、公正な評価ができる信用組合
・職員満足度が高く、いきいきと働ける職場環境となっている信用組合
・営業店サポート体制が充実している信用組合
・お客さま目線で応対ができる人材育成方法が確立している信用組合

●SDGs目標 3 4 8

具体的な取組
・メンター制度による新入職員の能力向上
・有給休暇取得の推進と時間外労働の削減によるワークライフバランスの促進
・職員の資格取得の奨励と自己啓発の支援
・認知症に関する正しい知識と理解を身につけるため、認知症サポーター養成講座を受講

地域社会・環境

当組合は、日頃から地域との関わりを持つことで「地域への貢献」を心がけております。また営業活動において、特に高齢者様宅への訪問には「声掛け」を行うなど、お客さまが安心して生活できるよう心がけております。

●長期経営計画のビジョン
・地域のために必要とされる信用組合
・地域のために必要とされる役職員が大勢いる信用組合
・役職員が日頃から地域との関わりを持ち、地域社会に貢献している信用組合

●SDGs目標 3 13 17

具体的な取組
<地域社会>
・地域清掃活動（毎月第2週水曜日に実施）
・しんくみいきいき献血運動（毎年8～9月に献血活動を実施）
・地域行事・お祭り等への参加
・地域の観光発展を担う人材の派遣
<環境>
・ペーパーレス化によるCO_2削減
・LED照明化による省エネルギー推進
・クールビズの実施
・グリーンボンド債への投資

事業の概況

金融・経済情勢と当組合の取り組み

令和７年度の県内経済は、個人消費は円安や物価高の影響を受けながらも緩やかに回復しつつあり、企業の設備投資も昨年を上回る見込みなど総体的に持ち直しの動きでありましたが、中小企業においては、原材料やエネルギー価格、人件費などのコスト上昇分を十分価格転嫁できず、また、雇用情勢は足踏みするなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

金融面では、日本銀行による段階的な政策金利の引上げに伴い、金利のある世界へ移行しました。また、コロナ禍の緊急融資の返済がピークを超えるなか、倒産件数は微増傾向にあり、金利リスクや信用リスクなど多岐に亘る経営課題に直面する金融環境にあります。

こうした金融経済環境のなか、当組合は令和８年度から新たな中期経営計画を策定し、多様化する金融経済環境やお客さまのニーズに対応し地域金融力を発揮するため、健全性の維持と持続的な経営基盤の強化を図り、地域の発展に貢献する金融機関を目指してまいります。

収支状況

収支状況は、市場金利の大幅な上昇により、預け金利息及び有価証券利息配当金が増加しましたが、預金利息も大きく増加しました。また、保有する有価証券の時価が著しく下落したことから、評価損の圧縮のために有価証券の売却も実施しました。この他に貸出先の業況悪化等による与信費用の発生やこれらの収益悪化に伴う固定資産の減損損失も計上しました。この結果、９億５千万円の当期純損失となりました。

預金積金残高

預金積金残高は、相続や他商品への資金移動や預金獲得競争による減少など、定期性預金の払戻が多く、前期末比 47 億７千万円減少し、2,237 億３百万円となりました。

貸出金残高

貸出金残高は、事業性融資において、設備資金は増加したものの、運転資金は減少しました。また、住宅資金や個人向け融資も減少したことから、前期末比 26 億３千２百万円減少し、803 億９千９百万円となりました。

主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

項目		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利益						
	経常収益	2,253	2,385	2,447	2,760	3,397
	経常利益	177	123	158	198	△ 654
	当期純利益	201	157	144	138	△ 950
残高						
	預金積金残高	230,689	231,943	231,796	228,473	223,703
	貸出金残高	88,277	87,145	84,081	83,031	80,399
	有価証券残高	68,420	71,441	69,249	64,661	62,473
	純資産残高	8,134	7,028	7,443	5,774	4,542
	総資産残高	245,645	243,122	239,866	234,932	228,920
出資金						
	出資総額	1,263	1,270	1,270	1,264	1,260
	出資総口数（口）	1,263,783	1,270,983	1,270,938	1,264,490	1,260,526
	出資に対する配当金	8	12	12	12	－
	組合員数（人）	41,802	41,501	40,967	40,418	39,919
単体自己資本比率（%）		8.58	8.67	8.76	8.57	7.61
職員数（人）		170	167	155	154	157

（注）1. 残高計数は期末日現在のものです。　2. 総資産額は、債務保証見返額を含みます。
3. 「単体自己資本比率」は、平成 18 年金融庁告示第 22 号により算出しております。　4. 職員数は、役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

決算概況

当期純利益

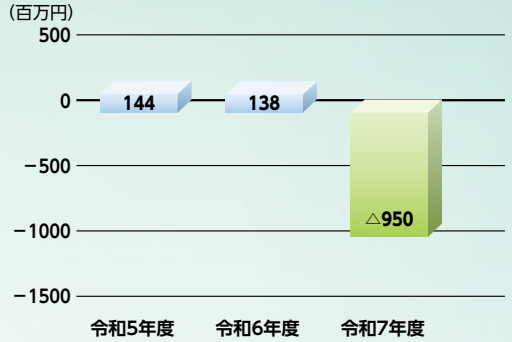

当期純利益は、経常利益に特別損益や法人税等および法人税等調整額を加減した最終の利益です。
令和7年度は、市場金利の上昇による預け金利息や有価証券利息配当金等が増加しましたが、一方で保有債券の含み損圧縮のため国債等債券売却損や貸倒引当金繰入、固定資産の減損損失などにより、当期純損失9億5千万円となりました。

コア業務純益

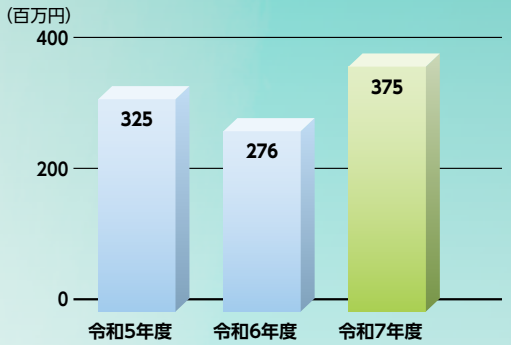

コア業務純益は、本業での収益力を表す指標です。
令和7年度は、市場金利の上昇等により資金運用損益は、預金利息が大幅な増加となったものの、預け金、有価証券利息配当金や貸出金利息の増加によりコア業務純益は3億7千5百万円を計上することができました。

預金積金残高

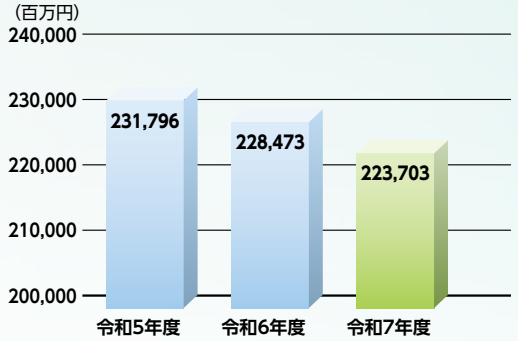

預金残高は、相続や他商品への資金移動や預金獲得競争により減少しました。
令和7年度は前期より47億7千万円減少し、2,237億3百万円となりました。

貸出金残高

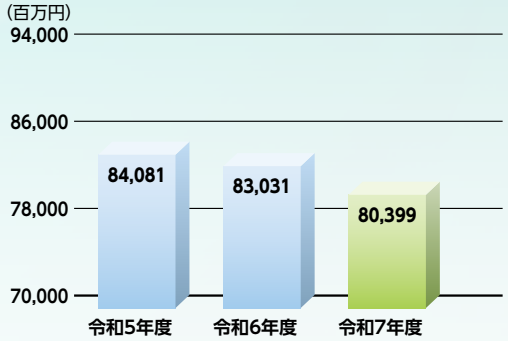

貸出金残高は、事業性融資において、設備資金は増加したものの、運転資金は減少しました。また、住宅資金や個人向け融資も減少したことから、前期末比26億３千２百万円減少し、803億９千９百万円となりました。

自己資本比率

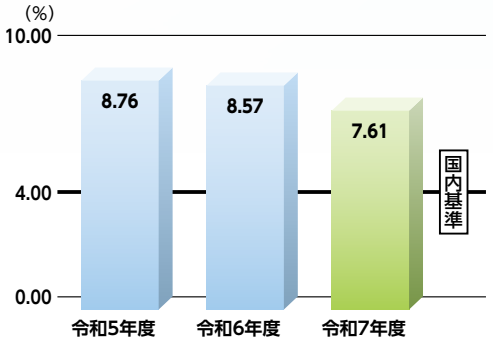

自己資本比率は、金融機関の健全性を表す指標で、損失が発生する可能性のある資産に対する自己資本の割合のことです。国内のみで営業する金融機関の場合、4%以上の比率を維持することが法律で定められております。
令和7年度の自己資本比率は7.61%に低下しましたが、国内基準を大きく超える水準であり、依然として高い健全性を確保しております。

不良債権比率

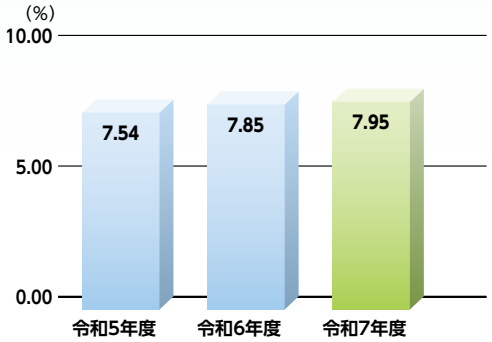

令和7年度の金融再生法に基づく開示債権の不良債権比率は7.95%で、前期より0.1ポイント上昇しました。なお、不良債権のうち83.53%は担保・保証等や貸倒引当金によって保全されております。
また、不良債権額から保全額を差し引いた実質的な不良債権は貸出債権全体の1.31%であり、十分な保全が図れております。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

当組合は、地域の皆さまとのふれあいを大切にし、地域社会の活性化や地域の皆さまの豊かな暮らしづくりに貢献することを使命と考え、日頃から業務に取り組んでおります。

中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は、内閣府特命担当大臣および経済産業大臣より「経営革新等支援機関」として認定を受けております。

「経営革新等支援機関」認定制度は、中小企業の経営力強化を目的として、金融機関や税理士等の支援事業を行う者を「経営革新等支援機関」として認定することを通じて、中小企業に対して専門性の高い支援事業を推進していくための制度です。

当組合は、これまでと同様に地域の皆さまの創業や事業計画作成のご支援等を一層推進するとともに、「経営革新等支援機関」としての機能を十分に発揮して、今後も事業者の皆さまをご支援してまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

当組合は、お取引先の経営改善や事業再生等を積極的に支援するため、企業支援課を中心に中小企業者の経営改善計画の進捗状況の定期的な把握・検証、経営相談・指導等といったコンサルティング面での支援や、他金融機関、（公財）群馬県産業支援機構、群馬県中小企業再生支援協議会、商工会議所、弁護士などの外部機関との連携による再生手法の活用を行うための、態勢を整備しております。

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

（1）創業・新事業展開の支援

当組合は、営業担当者等が事業先をこまめに訪問しておりますので、創業・新事業等の立ち上げを希望するお客さまはもちろん、創業段階を経て成長段階を迎えた事業先についても、その段階で発生するさまざまなお客さまのニーズをお聞きして、適確なアドバイスを行うよう取り組んでおります。

そのために、職員の能力向上に努めるとともに、創業や新事業展開を希望されるお客さまに役立つ情報を提供するべく、㈱日本政策金融公庫と業務提携しております。

各店舗には創業相談窓口を設置し、創業に関する相談や制度資金等の紹介を行っております。

【あんなか創業支援ネットワークの活動】

平成 28 年度から安中市・安中市商工会・安中市松井田商工会・㈱日本政策金融公庫高崎支店・群馬県信用保証協会・関東信越税理士会高崎支部と当組合の 7 機関が連携して安中市で起業・創業を予定する方をサポートする「あんなか創業支援ネットワーク」を運営しています。各機関がそれぞれの得意分野を発揮し創業者のニーズやステージに応じた支援を行い、定期的な相談会の開催や創業後のフォローなどを行っております。

令和 7 年度は「創業・事業承継相談会」に 9 先のお客さまからご相談が寄せられ、1 先のお客さまが新たに事業をスタートされました。当組合は今後も地域の皆さまの幅広いニーズにお応えできるように努めてまいります。

（創業相談会）

（2）成長段階における支援

全国から 66 の事業先が集まる全国信用協同組合連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人東京都信用組合協会が主催「2025 しんくみ物産展」が令和７年 11 月 14 日に池袋･サンシャインシティ展示ホール A で開催され、食品・飲料品食に関する生活雑貨などの販売等が行われました。お取引先の皆さまに新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供する B to B の取り組みであり、販路開拓・新商品開発・商品 PR・販売促進等を通じて、事業の発展ならびに地域振興につながる支援に取り組んでいます。

（3）経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合は、事業者さまが抱えている課題や改善点を的確にアドバイスできる職員を育成するため、中小企業診断士養成講座に積極的に職員を派遣して職員の能力向上に努めております。

現在 3 名の職員が中小企業診断士資格を取得し、日々事業者さまの経営改善支援に取り組んでいます。

地域の活性化に関する取り組み状況

（1）外部団体との提携

当組合は、群馬県法人会連合会および富岡商工会議所、高崎商工会議所と特別融資制度を提携し、各会員の皆さまを対象とした地域内の中小企業の金融の円滑化に取り組んでおります。

（2）地域活性化につながるサービスの提供

①ホームページ等を活用して地域の皆さまへ各種情報の提供に努めております。

②（公財）群馬県産業支援機構や（独）中小企業基盤整備機構等との連携を強化し、各専門分野のネットワークを活用した地域経済への貢献に努めております。

（3）新現役交流会へ参加

新現役（マネジメントメンター）とは、豊富な実務経験や専門知識これまで築いてきた人的ネットワークを活かし、高度・専門的な経営課題を抱える中小企業を支援するため、関東経済産業局に登録されている専門人材です。新現役交流会は、経済産業省関東経済産業局と地域金融機関が連携し、生産性向上、技術開発、販路拡大など様々な経営課題を抱える中小企業と、新現役人材とのマッチングを行う交流会です。

（新現役交流会の様子）

令和７年度は、取引先への課題解決支援の一環として新現役交流会を活用し、販路拡大や情報発信に課題を抱える事業者 1 社に対し、専門人材とのマッチング支援を実施いたしました。

（4）知財金融促進事業への参加

当組合では、「知的財産を有する事業先を適切に評価し、成長支援につなげること」を目的として、平成30年度より特許庁・金融庁主催の知財金融促進事業へ参加し、知財を切り口とした企業の実態把握、事業性評価および経営支援の高度化に取り組んでおります。

令和７年度は、事業受託者である有限責任監査法人トーマツの専門家と連携し、知財を保有する取引先企業を対象に、「ビジネスモデル」と「競争優位性（強み）」を分析した知財ビジネス報告書を作成いたしました。報告書では、企業の強みや知的財産の分析を踏まえた現状分析（As Is）に加え、将来のありたい姿（To Be）を見据えた経営戦略を整理し、知財の観点から持続的な成長に向けた経営支援を実施いたしました。

（知財金融促進事業の様子）

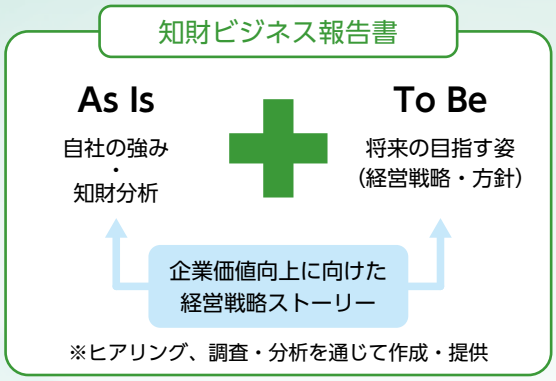

（5）高校生ビジネスプランコンテスト

（高校生ビジネスプランコンテスト）

あんなか創業支援ネットワークでは次世代を担う若者の創業マインドを醸成させ、ビジネスプランの作成を通して自ら未来を切り拓いていける力を養うとともに、地域活性化に繋げるため地元高等学校の生徒を対象に令和７年11月８日に「第４回高校生ビジネスプランコンテスト」を開催しました。

ビジネスプランコンテスト開催に当たり、ネットワークの専門スタッフが高校への出張授業を行い、創業に関する情報提供やビジネスプランの作成等、高校生をサポートしました。

審査は、「商品やサービスが高校生ならではの独自の発想であるか。」「顧客（ターゲット）を具体的に想定しているか。」「最低限必要なヒト･モノ･ノウハウ･リスクなどを考え、現実味のある検討がされているか。」「プレゼンに表現力や説得力があるか。」など、４つの基準で行われ、参加チームの中から優勝・準優勝が贈られました。

（6）地域の皆さまとの交流

当組合は地域の各種行事などに積極的に参加したりオリジナルの広報誌を発行したりすることで、地域の皆さまとの交流を深めております。

①『けんしんよう KIDS スポーツ大会』を開催

令和５年９月にネーミングライツを取得した安中しんくみスポーツセンターを会場にして、令和８年４月５日に『第２回けんしんよう KIDS スポーツ大会』を開催し、安中、富岡、高崎市内の小学生ドッジボール 13 チームと、安中、富岡、甘楽、高崎市内の小学生サッカー 10 チーム計 511 名が熱戦を繰り広げました。

また、屋外では今年から資産形成（NISA）ローン相談を同時開催のほか、キッズミニゲームなどのイベントも行い、キッチンカーなどが出店しイベントを盛り上げました。

当組合では地域のみなさんの体力づくりやスポーツ振興を支援し、より親しんでいただける金融機関を引き続き目指していきます。

（ドッジボール）

（サッカー）

（安中しんくみスポーツセンター）

（キッズミニゲーム）

②キャンペーンレディの活動

地元市町村のキャンペーンレディに当組合の職員が就任し、様々なイベントのお手伝いをさせていただいております。

令和７年度も安中観光キャンペーンレディ、富岡シルクレディとして当組合の職員が各１名ずつ就任しています。また、令和８年５月 30 日には令和８年度安中観光キャンペーンレディの委嘱式が安中市役所松井田庁舎で開催され、令和８年６月 13 日には富岡シルクレディの委嘱式が富岡市社会教育館で開催され、当組合の職員が就任いたしました。

これからラジオやテレビ番組などに出演し、安中市や富岡市内の観光や物産などの魅力について発信してまいります。

（安中観光キャンペーンレディ
鉄道イベント）

（富岡シルクレディ
秋の交通安全運動）

③妙義山ビューライド in 富岡

令和８年５月17日、「妙義山ビューライドin富岡2026」（主催：妙義山ビューライド実行委員会）が開催され、当組合からは職員 11 名が大会のお手伝いを行いました。県内外から約 600 名が出場する中、当組合職員も参加し妙義総合運動公園をスタート。日本三大奇勝の１つとされる妙義山をはじめ、貫前神社など、富岡市内の名所を巡りながら約 61km を走り抜けました。

（手荷物預かり所のお手伝い）

（元気よくスタートする参加者）

④安政遠足マラソン大会に参加

令和８年５月 10 日、「第 52 回安政遠足マラソン大会」（主催：安中市遠足保存会、安中市）が開催され、鎧姿の武者やアニメのキャラクターなど、様々な衣装をまとった 1,481 名のランナーが出場する中、当組合職員も参加し旧中山道を走り抜けました。また、今年からは新たに給水所ボランティアとしても職員 20 名がお手伝いを行いました。

（スタートを前に安中市長と
ともに意気込む職員たち）

（給水所のお手伝い）

⑤あんなか祭り・商工祭りに参加

令和７年 10 月 12 日、「あんなか祭り」（主催：あんなか祭り実行委員会）と「商工祭り」（主催：安中市商工会）が安中市役所本庁舎を主会場で開催されました。当組合職員は抽選会のお手伝いをさせていただくなど、地域の皆さまと一緒にお祭りを盛り上げました。

（あんなか祭り　プレゼント抽選会）

（商工祭り　大抽選会）

⑥甘楽町小幡さくら祭りに参加

令和８年４月５日、「第 39 回城下町小幡さくら祭り武者行列」(主催：甘楽町) が甘楽町総合公園を主会場に開催されました。武者行列には約 250 名の参加者が武者や侍女の衣装を身にまとい城下町を練り歩きました。当組合からも２名の職員が町娘に扮して武者行列に華を添えました。

（武者行列に参加した当組合職員）

⑦オリジナル広報誌の発行

地域のお客さまのお店などを紹介する広報誌「Shin」（平成７年創刊）を発行し、30 年超の長きにわたり、お客様のお手元にお届けしております。

現在では、年４回発行しており、お客様から絶大なるご好評をいただいております。

※記事につきましては、各２次元コードをお手持ちのスマートフォンで読み取りご覧下さい。

第 121 号

第 122 号

第 123 号

第 124 号

（7）社会貢献活動

当組合は地域の環境美化に努めたり、献血を行ったりするなどの、様々な社会貢献活動に参加しております。

①店舗周辺清掃活動

毎月第２水曜日の朝、全店舗の役職員が店舗周辺の清掃を行い、地域の環境美化のお手伝いをさせていただいております。

（店舗周辺の清掃活動）

②献血活動

毎年８月から９月にかけて「しんくみいきいき献血運動」を実施しております。

令和７年 10 月に日典ラサはなみずきを会場とした献血活動を行いました。

（献血をする当組合職員）

（ハナミズキ商店会主催の献血活動）

③世界遺産美化活動

世界文化遺産・富岡製糸場の美化活動「リレー・フォー・クリーン」に平成 25 年度から参加し、施設内の清掃活動を行っております。

令和７年度は３回開催され、延べ 73 名の職員が参加して除草作業などのお手伝いをさせていただきました。

（富岡製糸場内の除草作業）

④「碓氷峠鉄道文化むら」の維持発展に貢献

当組合では地元施設である「碓氷峠鉄道文化むら」の維持発展を目的に、建物の整備や機関車の塗装、管理などに活用してほしいと、平成 29 年から役職員が自主的に寄付活動を行っております。鉄道の歴史を伝える貴重な施設である「鉄道文化むら」を保存・普及するため、当組合はこれからもこの取り組みを続けてまいります。

（一般財団法人　碓氷峠交流記念財団の富安理事長（左）に寄付金を手渡す栗原専務理事（右））

⑤ピーターパンカード寄付金の贈呈

利用額の一部が子どもたちのために寄付される「しんくみピーターパンカード」の分配金を活用し、令和７年度は「学校法人　桃ケ丘学園　八幡幼稚園」さまと、「社会福祉法人　岩野谷福祉会　岩野谷保育園」さまへ付金を贈呈しました。寄付金は遊具購入費用等に活用していただきました。

（学校法人　桃ケ丘学園　八幡幼稚園　中曽根理事長（左）に寄付金を手渡す後閑常務理事（右））

（社会福祉法人　岩野谷福祉会　岩野谷保育園　中島園長（右）に寄付金を手渡す入沢常勤理事（左））

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理のご相談を受けた際に、真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握したうえで十分に検討するなど、積極的かつ適切に活用するよう努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み実績

	令和６年度	令和７年度
新規に無保証で融資した件数	469 件	420 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	24.69%	27.88%
保証契約を解除した件数	20 件	10 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件	0 件

金融サービスを通じた取り組み

金融サービス（預金業務と融資業務）を通じた取り組み

お客さま・組合員の皆さま

信頼

けんしんよう

ご預金 2,237 億円			
個人	1,893 億円	流動性預金	1,407 億円
法人	274 億円	定期預金	788 億円
地方公共団体	69 億円	定期積金	41 億円

ご融資 803 億円			
個人	271 億円	住宅資金 消費資金 その他	176 億円 33 億円 61 億円
事業者	481 億円	設備資金 運転資金	263 億円 218 億円
地方公共団体	50 億円		

当組合は群馬県の西毛地域を営業地域として15拠点22店舗、184名（有期契約職員含む）の役職員が、お客さまのご要望に素早く適確にお応えするため、地域の皆さまとのふれあいを大切に、日々の業務に取り組んでおります。

預金に関する取り組み

令和7年度の預金残高は相続や他商品への資金移動等により（約47億円減少）、2,237億円となりました。

今後も、お客さまのご要望に沿った資産運用のお手伝いをさせていただくとともに、「安心して」から「快く」ご利用いただける営業体制、店頭体制を構築し、タイムリーな金融サービスを提供してまいります。

融資に関する取り組み

地域の中小企業者や個人の皆さまの資金ニーズに合った商品のご提供や、地域金融機関として地域経済発展の一端を担うため、地域密着型金融の推進に取り組んでおります。

令和7年度は、事業者の皆さまには原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の課題に対して県の協調支援型特別保証制度の利用をはじめ、創業・新事業支援資金などを、個人の皆さまにはPCやスマホで簡単にお申込みいただけるローンなどを、積極的にご提案してまいりました。

金融犯罪への取り組み

（1）振り込め詐欺防止への取り組み

当組合では、還付金詐欺等の被害を防止するための対策として、「65 歳以上のお客さまで、過去 1 年間にキャッシュカードによる ATM での振込取引をされていないお客さま」の ATM による 1 日の振込限度額を、「1,000 円」とさせていただいております。

なお、対象となるお客さまで、キャッシュカードによる振込取引を希望される場合には、平日の営業時間内にお取引店の窓口で本人であることを確認のうえ、ATM での振込限度額を変更させていただきます。

（2）特殊詐欺被害の未然防止への取り組み

当組合では、特殊詐欺被害の未然防止対策として、次のお客さまの口座につきましては、ATM での 1 日の出金限度額を「10 万円」に設定させていただいております。

「70 歳以上のお客さまで、過去 3 年間キャッシュカードを使用した ATM での出金取引をされていないお客さまの口座」
※通帳発行のみで 3 年以上経過後にキャッシュカードを新規で発行した口座を含む。

なお、対象となるお客さまで、キャッシュカードによる 10 万円超の出金取引を希望される場合には、平日の営業時間内にお取引店の窓口で本人であることを確認のうえ、ATM の出金限度額を変更させていただきます。

障がいのあるお客さまに配慮した取り組み

当組合は、障がいのあるお客さまがご来店された際に、スムーズにお取引ができるよう以下の取り組みを行っております。

(1) 当組合のすべての ATM を、視覚に障がいのあるお客さまがご利用の際、操作方法を音声でご案内する「ハンドセット付 ATM」としております。

「ハンドセット付 ATM」

ATM正面から見て左側に装着しております。

(2) 聴覚に障がい(難聴など)のあるお客さまがお取引きされる際、当組合職員の声が聞き取りやすいように「遠聴支援機」を設置しております。

設 置 店 舗：松井田支店・横川支店、原市支店・磯部支店、
下仁田支店・南牧支店・西牧支店、富岡支店、
甘楽町支店、一の宮支店・南蛇井支店・妙義支店

(3) 窓口振込手数料の引き下げ

障がい等により ATM の操作が困難な方が、窓口でお手続きする際の手数料を、ATM 振込みと同額とさせていただいております。

種類			通常の窓口扱い手数料(組合員)	引き下げ後の手数料（ATM 振込みと同額）
振替による お振込み	当組合同一店内宛て 当組合本支店宛て	5 万円未満	330 円（220 円）	無料
		5 万円以上	550 円（440 円）	無料
	他行宛て	5 万円未満	660 円（550 円）	440 円
		5 万円以上	880 円（770 円）	550 円
現金での お振込み	当組合同一店内宛て 当組合本支店宛て	5 万円未満	330 円（220 円）	110 円
		5 万円以上	550 円（440 円）	330 円
	他行宛て	5 万円未満	660 円（550 円）	550 円
		5 万円以上	880 円（770 円）	660 円

相談業務

(1) 平日相談窓口

当組合は、各種相談窓口を開設しております。

今年度も地域の事業者さま、個人のお客さまへの支援窓口とし主に事業資金、個人ローンを中心にご相談をお受けしております。

〇創業・新事業等の立ち上げや、成長段階を迎えられた事業者の方の資金ニーズのご相談
〇中小企業の事業者の方や住宅ローンをお借入れのお客さまからのご返済条件見直しのご相談
〇各種ご相談（資産形成、住宅資金、消費資金、年金等）

(2) 年金相談会

当組合は、無料の年金相談会を開催しております。

これからお受け取りになる方や、既に年金を受給されている方からの年金に関するご相談に、年金に精通した社会保険労務士が丁寧にお応えしております。

令和 7 年度は 9 回 10 会場（平日 2 回、休日 7 回）で開催し、100 名のお客さまにご利用いただきました。

(年金相談会)

コンプライアンス態勢

コンプライアンス（法令等遵守）の基本方針と運営体制

1. コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスとは企業倫理を確立し、法令や当組合制定の規程等を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

当組合は、地域の皆さまの文化的で豊かな活力ある生活環境の創造を目的とし、地域社会に貢献する協同組織金融機関としての使命を負っております。

これまでも自らの使命を自覚し、職務を公正に行い、地域社会やお客さまからの信頼の維持・向上に努めてまいりました。

2. コンプライアンスの基本方針

役職員一人一人が当組合の社会的責任と公共的使命を十分認識し、法令やルールの遵守を常に心がけ、社会の信頼を得ていくことこそが当組合におけるコンプライアンスの基本であり、業務を行うにあたっても常にコンプライアンスを意識しております。

当組合は、コンプライアンスへの取り組みの基本方針を次のように定めております。

（1）社会的責任と公共的使命の自覚

①当組合は、常に健全経営に徹することにより、小規模事業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。

②当組合は、常にお客さまへのサービスの向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

（2）信頼の確保

①当組合は、常に各種法令・規程・基準・要領を遵守し、その精神を尊重します。

②当組合は、誠実・公正な行動により、社会やお客さまからの信頼の確保に努めます。

（3）経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員の皆さま、地域社会ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

（4）反社会的勢力との関係遮断

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固立ち向かいこれを排除し関係遮断を徹底します。

3. コンプライアンス体制と役割

当組合はコンプライアンスを徹底するため、右記のような体制を構築し、それぞれの役割を明確にしております。

コンプライアンス体制図（役割概要図）

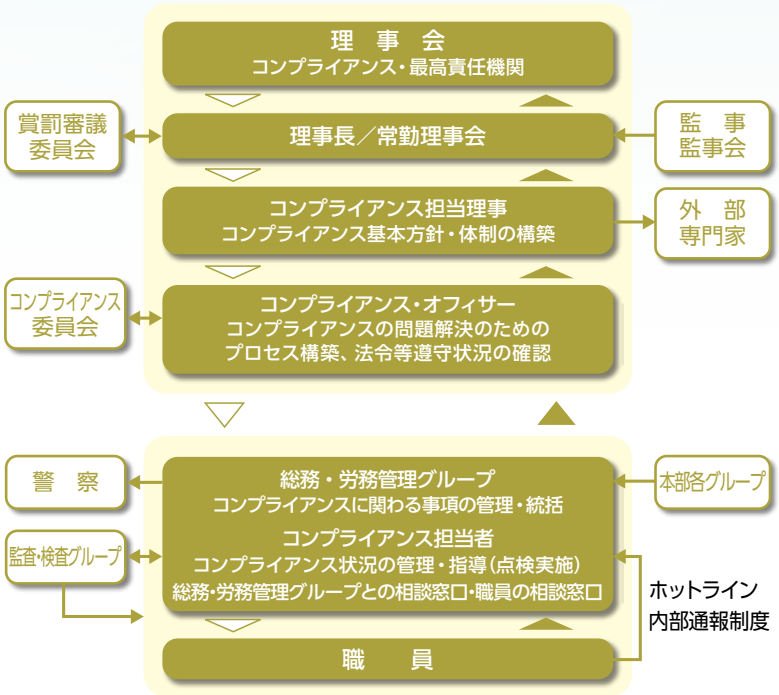

顧客保護等管理態勢

1. 顧客保護等への取り組み

当組合は、「顧客保護等管理方針」を制定し、お客さまからの信頼を確保するための態勢を整備しております。役職員は、研修や勉強会を通じて、この方針に基づいた適切な対応に努めております。

苦情処理措置・紛争解決措置等の対応

当組合は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」といいます。）を営業店または総務・労務管理グループで受け付けております。

1. 当組合への苦情等のお申し出先

「お取引店」または「総務・労務管理グループ」にお願いいたします。

総務・コンプライアンス担当

住　　所：群馬県富岡市七日市８７１－１

電話番号：フリーダイヤル　０８００－８００－４３３３

受付時間：午前９時～午後５時（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）

※お取引店の電話番号は 29 ～ 30 ページをご覧ください。

2.苦情等のお申し出は当組合のほか、群馬地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けております（詳しくは、当組合コンプライアンス室へご相談ください）。

名　称	群馬地区しんくみ苦情等相談所	しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）
住　所	〒371 － 0026 前橋市大手町 3 － 3 － 1（群馬県中小企業会館 2 階）	〒104 － 0031 東京都中央区京橋 1 － 9 － 5（全国信用組合会館内）
電話番号	027 － 232 － 3120	03 － 3567 － 2456
受 付 日	毎週　月～金 （祝日および金融機関休業日を除く）	毎週　月～金 （祝日および金融機関休業日を除く）
受付時間	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの了解を得たうえで、当該の信用組合に対して迅速な解決を要請します。

群馬弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決をはかることも可能ですので、当組合の「総務・労務管理グループ」または「群馬地区しんくみ苦情等相談所」へお申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、群馬・東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

（1）移管調停：群馬・東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
例えば、埼玉弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

（2）現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
例えば、お客さまは群馬弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名　称	群馬弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒371 － 0026 群馬県前橋市大手町 3 － 6 － 6	〒100 － 0013 東京都千代田区霞が関 1 － 1 － 3　弁護士会館 6 階	〒100 － 0013 東京都千代田区霞が関 1 － 1 － 3　弁護士会館 11 階	〒100 － 0013 東京都千代田区霞が関 1 － 1 － 3　弁護士会館 9 階
電話番号	027 － 234 － 9321	03 － 3581 － 0031	03 － 3595 － 8588	03 － 3581 － 2249
受 付 日	月～金 （祝日・年末年始を除く）	月～金 （祝日・年末年始を除く）	月～金 （祝日・年末年始を除く）	月～金 （祝日・年末年始を除く）
受付時間	10：00 ～ 17：00	9：30 ～ 12：00 13：00 ～ 15：00	10：00 ～ 12：00 13：00 ～ 16：00	9：30 ～ 12：00 13：00 ～ 17：00

○保険窓販対応窓口

名　称	生命保険相談所 （一般社団法人生命保険協会）	そんぽ ADR センター東京 （一般社団法人日本損害保険協会）
住　所	〒100 － 0005 東京都千代田区丸の内 3 － 4 － 1	〒101 － 0063 東京都千代田区神田淡路町 2 － 105 ワテラスアネックス 7 階
電話番号	03 － 3286 － 2648	0570 － 022808 03 － 4332 － 5241
受付日時	9：00 ～ 17：00 （土・日、祝日、年末年始を除く）	9：15 ～ 17：00 （土・日、祝日、年末年始を除く）

リスク管理への取り組み

1. 基本方針

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化しております。

それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク）など信用組合の抱えるリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えております。

そのため、各種リスクを把握・分析・管理し、健全経営を維持していくことは信用組合の経営上、不可欠なものとなっております。

当組合は、リスク管理を最重要課題の１つとして認識し、「健全性の維持」と「適正な収益確保」の双方にバランスの取れた経営をめざしております。

リスク管理体制図

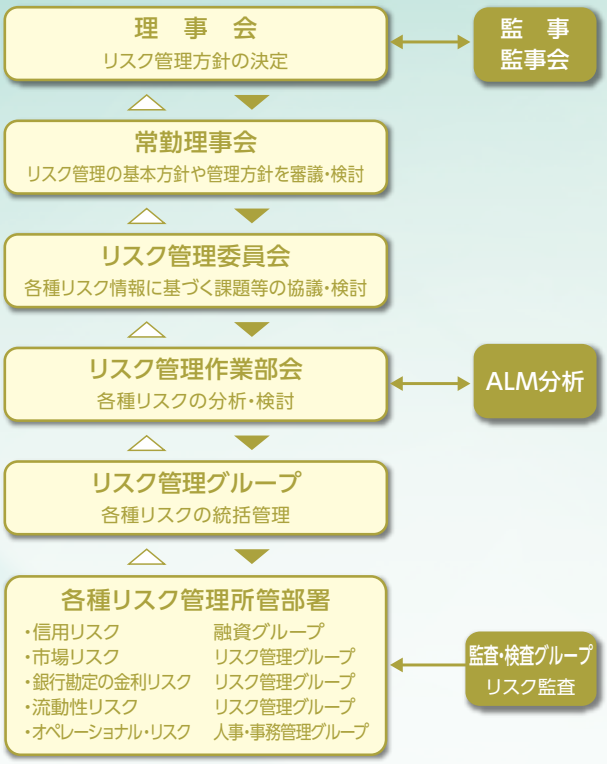

2. リスク管理態勢

当組合は経営の基本方針に基づき、自己資本管理規程を制定し、健全経営に必要な自己資本を確保するとともに、経営戦略、業務の規模およびリスク特性等に応じて信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスク管理態勢の整備を進めるために、統合的リスク管理規程を制定しております。

その中で、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め、各部門が内包する各種リスクを総体的に把握したうえで、統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロールおよび削減等に取り組み、リスクに見合った質・量ともに十分な自己資本を維持していくための、自己管理型のリスク管理態勢の確立をめざしております。

信用リスク

定　　義	取引先の経営悪化等により、貸出した資金の元本または利息の回収が不能となるリスクです。
方針・管理方法	(1) 与信に伴い発生する信用リスクを適切に管理するために信用リスク管理規程を制定し、与信の「事前審査」、「中間管理」、「債権保全」、「事後管理」を充実させることで資産管理の強化をはかることを基本方針としております。 (2) 与信業務について審査部門と推進部門を明確に分離させており、相互牽制が機能する態勢となっております。また個別の与信審査は営業店長権限以内の案件は各支店で審査を行い、営業店長権限を超える案件については融資グループで審査を行っております。さらに総与信額が５千万円を超える取引先および要管理先等については、個別に明確な取り組み方針を定めて業況把握等に努めているほか、必要に応じて財務内容の健全化等に向けた支援を行っております。 (3) 信用リスクの評価については、厳格な資産の自己査定と査定結果に基づいた適正な評価に努めております。 (4) 貸出金関係の自己査定では、当組合が保有するすべての貸出資産を個別に判定し、回収の危険性や価値が毀損する可能性の度合いに応じて貸出先等を区分（債務者区分・分類区分）し、適正な貸倒償却・引当を実施しております。 (5) 自己査定は「資産の自己査定基準」に基づき、異なる部署で１次査定、２次査定を実施し、また貸倒償却・引当については「資産の償却・引当基準」に則り算定部署が算定しております。さらに、自己査定のプロセスや算定結果については監査・検査グループによる監査のほかに外部監査法人による監査を行っており、算定結果の適正性の検証にも努めております。 (6) 信用リスク管理状況についてはリスク管理委員会、常勤理事会および理事会に定期的に報告されており、経営陣が常に状況を把握しております。
信用リスク削減手法に関する方針および手続き	(1) リスク管理の観点から、信用リスクを軽減するために、取引先の状況によって不動産等の担保や信用保証協会保証による保全措置を講じる場合がありますが、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、回収財源、財務内容、取引先の定性情報等さまざまな角度から与信に関する判断を行っております。その結果、担保または保証が必要と判断した場合は、お客さまに対して十分な説明と理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。 (2) 信用リスク削減手法として当組合が扱う主要な担保には預金・定期積金があり、担保に関する手続きについては組合が定める「預金担保貸出事務取扱いの運用について」に基づき、適切な事務取り扱いならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合にはすべての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、組合が定める「預金担保貸出事務取扱いの運用について」および「預金・定期積金担保差入証」の条項に基づいた適切な取り扱いを行っております。 (3) なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

市場リスク

定　　義	価格変動リスクや為替リスク、有価証券の信用リスクなどさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。
方針・管理方法	(1) 債券や上場株式、投資信託に係るリスクについては、時価評価および VaR による予想最大損失額の計測によってリスクを把握し、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定されたポジション枠およびリスク限度額の遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析結果も定期的にリスク管理委員会へ報告しております。 (2) 株式関連商品への投資は、基本的には債券投資に係るリスクのヘッジ資産と位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引の執行にあたっては当組合が定める「市場リスク管理規程」、「市場リスク限度額等に関する基準」や「有価証券運用マニュアル」等に基づいた厳格な運用・管理を行っております。 (3) 非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。 (4) なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

流動性リスク

定　　義	財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。
方針・管理方法	(1) 資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上をはかるとともに、平常時においても流動性リスクが顕在化したことを想定しての対応策を確立します。リスク管理方法については以下のとおりです。 ①資金繰り表による流動性資金量の把握　②有価証券のうち処分可能額の把握 ③預け金の種別構成、満期構成の把握と適正な流動性枠の管理　④系統を含む他金融機関からの借入れ可能額の把握 ⑤資金調達構成の定期的把握　⑥預貸金の計画対実績管理 ⑦債券の信用格付の定期的把握 ⑧有価証券購入時の流動性（出来高、発行額、優先順位、仕組みの有無、担保の有無、公募・私募等）の把握

オペレーショナル・リスク

事務リスク

定　　義	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等により損失を被るリスクです。
方針・管理方法	(1) 事務リスク管理の重要性に鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手順・手続き・権限行使の厳正化、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理態勢の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応をはかるとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。 (2) 「事務リスク管理規程」に基づき、事務管理に関する規程類を整備し、厳正・正確な事務処理が行えるよう万全の態勢を整えております。 (3) 組合で定めた「リスク管理指標」により、端末操作のミスや異例処理等の発生状況を月次および時系列で捉え、リスクの所在を把握するとともに、その削減に努めております。 (4) 監査・検査グループによる定期的な監査の実施や営業店自ら実施する自店検査、および人事・事務管理グループによる営業店指導などを通じて、内部牽制をはかりながら事務事故の防止や事務水準の向上に努めております。

システムリスク

定　　義	コンピュータシステムの停止・誤作動、不正利用、サイバー攻撃などにより、業務の遂行や顧客サービスの提供等に支障をきたしたり、その結果として損失を被るリスクです。
方針・管理方法	(1) システムリスク管理の重要性を認識し、システムの安全稼動に万全を期して、コンピュータシステム障害などの発生を未然に防止するとともに、万一発生した場合の影響を極小化し早期の回復をはかるために、SKC センターバックアップシステムの利用、通信回線の二重化や障害訓練の実施など、必要な対策を講じております。 (2) 「システムリスク管理規程」および「オペレーショナルリスク管理規程」に基づき、管理態勢、トラブル発生時の対応等を明確にし、安定した業務運営ができるよう、リスク管理態勢の強化に努めております。 (3) オンラインシステムの運用・管理は、信組情報サービス株式会社が運営する「SKC センター」が行っております。同センターは現行システムがある千葉センターとは別に広島県にバックアップセンターを設置しており、万一の障害や災害が発生した場合には、損失を極小化できるよう安全対策を強化しております。さらに万一の事故発生に備え、コンティンジェンシー・プランを策定するなど被害の極小化に努めております。 (4) 金融機関システムに向けたサイバー攻撃等のサイバーセキュリティリスクに対し、「サイバーセキュリティ対策要領」を策定し、懸念すべき攻撃パターンを類型化して対応方針を示しております。また、定期的に組合内ネットワーク等における脆弱性診断を実施し、この他に外部を含めた演習訓練へ参加実施することで、サイバーセキュリティ対策の実効性を検証し、リスク管理体制の強化・向上に努めております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク

定　　義	犯罪などにより得た資金を、預金口座間を移動させることにより、その出所を隠蔽しようとする行為（マネー・ローンダリング）や、テロリズムを行うための資金をテロリストに提供する行為（テロ資金供与）により、損失を被るリスクです。
方針・管理方法	(1) 当組合が提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域やお客さま属性等に応じたマネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク（以下、「マネロン等リスク」）を特定、評価、類型化したうえで、マネロン等リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置を講じております。 (2) 「マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に係る基本規程」および「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策要領」等のマネロン等リスクに関する各種規程類に基づき、管理方法等を明確にして、その管理態勢を構築することにより、マネロン等リスクに対する対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に努めております。

3. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の管理態勢

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という）を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、以下の各号のとおり、管理態勢の強化に取り組んでいます。

(1) 自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内で実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
(2) マネロン等対策を適切に実施するために、組合内の横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
(3) マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域、マネロン等に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

業務のご案内（令和８年６月30日現在）

預金商品のご案内

種　類		内容と特長	期　間	お預け入れ額等
総合口座		普通預金、定期預金、定期積金、当座貸越をセット。受け取る、支払う、貯める、借りるが１冊の通帳でOK。家計簿がわりの頼もしい口座です。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は１円以上 定期預金は1,000円以上 自動継続扱い
定期預金	スーパー定期預金	まとまった資金をより有利に運用していただけます。お預け入れ期間中の適用金利は満期日まで変わりませんので、安心・確実です。	１ヵ月、３ヵ月、６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年、満期日指定型	1,000円以上
	期日指定定期預金	お預け入れ期間は最長３年。１年の据え置き期間後は満期日をご自由に指定し、必要額を払い出しできます。しかも１年複利。お手元の資金をお気軽に有利に運用できます。	３年 （据置期間１年）	1,000円以上 300万円未満
	まるまる定期預金	６ヵ月経過後はいつでも払い出し自由。半年複利で有利に運用できます。	最長５年 （据置期間６ヵ月）	1,000円以上 1,000万円未満
定期積金		貯蓄をはじめ、旅行費用や税金の支払いなどに備えて始めてみませんか。	６ヵ月以上５年以内	1,000円以上
	100万円積金	貯めたい目的は何ですか。夢の実現へ向かってマイペースな計画で始めましょう。	１年、２年、３年、４年、５年	３年28,000円 ５年17,000円
	ラブ積金	当組合の組合員がご契約できる生命共済付の定期積金です。ご家族の安心と大きな財産づくりに役立ちます。	５年	5,000円コース 10,000円コース
	とらの子積金	月々に一定の額を積み立て、ボーナス月（年２回）に増額できるので、大きな財産づくりに最適です。	２年、３年、４年、５年	10,000円コース 20,000円コース 30,000円コース
当座預金		商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	１円以上
納税準備預金		計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税です。	ご入金はいつでも お引き出しは納税時	１円以上

（注）1. 上記の他、別段預金を取り扱っております。
2. 外貨預金、譲渡性預金は取り扱っておりません。

主な個人向けご融資・ローン等のご案内

種　類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
住宅ローン 「新・家族の安心」	住宅の新築と増改築、住宅用土地、建物購入など幅広くご利用いただけます。また、ライフステージに合わせ元金据置（お利息のみ返済）期間が設定できます。	50万円以上5,000万円以内	最長40年以内	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
けんしんよう フリーローン「ふれあい」	お使いみちはご自由。お借換やおまとめにもご利用いただけます。（パターン５は女性専用商品で、事業資金にもお使いいただけます。パターン６は当組合住宅ローン利用者さまへの限定商品です）	10万円以上500万円以内 （１万円単位） （パターン2,3,4,5は300万円以内、パターン６は1,000万円以内）	６ヵ月以上10年以内 （パターン2,3,4は７年以内、パターン６は住宅ローン完済時まで）	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
フリーローン 「みんなの夢」	お使いみちはご自由。お借換やおまとめにもご利用いただけます。（事業資金は除きます）	10万円以上1,000万円以内 （１万円単位）	６ヵ月以上10年以内	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
奨学ローン	本人、子弟の奨学に伴う学資金等にご利用いただけます。インターネットでお申込みされた場合は、特典がございます。	10万円以上1,000万円以内 （１万円単位）	15年以内 （元金据置可）	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
カーライフローン	車両本体および自動車関連用品購入資金等にご利用いただけます。インターネットでお申込みされた場合は、特典がございます。	10万円以上500万円以内 （１万円単位）	10年以内 （元金据置可）	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
カードローン 「アラカルト」	お使いみちはご自由。（事業資金は除きます）インターネットでお申込みされた場合は、特典がございます。	10万円から800万円までの13種類	１年（自動更新）	定額返済 随時返済可

（注）1. 上記の他、手形貸付、証書貸付をご利用いただけます。　2. 上記商品以外にも、さまざまな商品をご用意しております。

主な事業者向けご融資のご案内

種　類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
しんくみビジネスローン	事業資金（運転資金・設備資金）にご利用いただけます。（保証会社の保証をご利用いただきます）	個人 50 万円以上 500 万円以内（白色申告者は 200 万円以内）法人 50 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）	5 年以内	元金均等返済
事業専用当座貸越	事業経営に必要な資金をご契約限度内でいつでも何度でもご利用いただける早くて便利な商品です。	500 万円以上 1 億円以内（10 万円単位）	1 年以内（期間延長可）	随時返済
けんしんよう パートナー保証	運転資金、設備資金および既往債務のお借換にご利用いただけます。（保証協会との協調融資となります）	5,000 万円以内 既往債務のお借換を除く運転資金の場合は、平均月商の 2 倍以内	10 年以内（元金据置 1 年以内可）	元金均等返済
けんしんよう創業資金「ベンチャー」	創業期（3 年以内）に必要な事業性資金（運転・設備）についてご利用いただけます。	1,000 万円以内	運転資金 7 年以内 設備資金 15 年以内（元金据置 1 年以内可）	元金均等返済

（注）1. 上記の他、割引手形、手形貸付、証書貸付をご利用いただけます。　2. 上記商品以外にも、さまざまな商品をご用意しております。

主な制度融資のご案内

制度の名称	制度内容	ご利用条件等
小口資金	市町村との提携資金で、工場などの増改築や機械購入等の設備資金、諸経費支払いなどの運転資金にご利用いただけます。	中小企業者（個人・会社）、中小企業団体
小規模企業事業資金	工場や店舗の増改築、機械器具の購入などの設備資金や、仕入れや諸経費支払いなどの運転資金にご利用いただけます。	①従業員が 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の個人・会社 ②事業協同小組合等の小規模中小企業団体
経営サポート資金	売上高の減少や取引先の倒産および取引条件悪化等による運転資金にご利用いただけます。また、著しい事業環境変化を原因として売上が大幅に減少している方についてもご利用いただけます。	中小企業者（個人・会社）、中小企業団体
緊急経営改善資金	過去に借入れた県制度融資を借換えることにより、月々の返済負担を軽減し、売上げの減少等の影響を受ける中小企業者等の経営の安定をはかるための資金です。	県制度融資の既往債務の借換えを希望する中小企業者等
創業者・再チャレンジ支援資金	新たに事業を始める、または再起業を行おうとする中小企業者を支援する資金です。	新たに事業を始めようとする方、または創業後 5 年未満で一定の要件に該当する中小企業者（個人または会社）

為替、収納業務のご案内

種　類	内　容
国庫金の取り扱い	日本銀行の歳入復代理店および取次店として歳入金や国税などの収納と公的年金等の受け取りをお取り扱いしております。
内国為替	全国どこの金融機関へでもスピーディーにお振込みができ、どこからでも手形や小切手のお取立てができます。

窓口販売業務のご案内

種　類		内　容
国債	一般国債	長期利付国庫債券の窓口販売をお取り扱いしております。
	個人向け国債	1 万円からご購入いただけます。しかも固定金利 3 年・5 年と変動金利 10 年が選べ、中途での換金も可能な国債です。
投資信託		資産運用プランにお応えするため、投資信託の販売をお取り扱いしております。
損害保険		当組合の住宅ローンをご利用いただくお客さま向けに、長期火災保険（しんくみ安心マイホーム）や病気やケガで働けなくなった期間のローン返済をサポートする債務返済支援保険（しんくみ安心サポート、しんくみ 8 大サポート）をお取り扱いしております。
しんくみ相続信託		お客さまが生前に信託を設定し、お亡くなりになったときに相続人の方が複雑な手続きをすることなく、スムーズに金銭を受け取ることができる信託商品の販売をお取り扱いしております。

各種サービスのご案内

種　類	内　容
キャッシュカードサービス	当組合の本支店はもちろん、日本全国の提携金融機関およびゆうちょ銀行・セブン銀行・ビューカード ATM で当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。土・日・祝日でも現金のお引き出しやお預け入れができます。
ジェイデビットカード	ジェイデビットマークのある加盟店なら当組合のキャッシュカードがそのままデビットカードとしてご利用いただけます。買物代金支払いの際、専用端末にカードを通して暗証番号を押すだけで預金口座から即日引落しとなります。（手数料不要）また、キャッシュアウトマークのある加盟店では、現金を引き出すことができます。
しんくみお得ねっとサービス	全国各地にある信用組合の自動機（CD・ATM）で平日 8:45 ～ 18:00、土曜日 9:00 ～ 14:00 のお引出し手数料が無料となるサービスです。（提携信用組合間のみ）
セブン銀行	全国のセブン－イレブンやイトーヨーカドーに設置のセブン銀行 ATM で、「お引出し」「お預入れ」等がご利用いただけます。
ATM通帳記帳提携サービス	当組合の通帳が全国の信用組合（一部の信用組合を除く）の ATM で記帳できるサービスです。（新しい通帳への繰越は不可）
ATM 通帳磁気ストライプ復元サービス	お客さまの通帳の磁気ストライプが消磁（磁気が消滅）して、ATM で読み込めなくなった時に、ATM にてお客さま自身で通帳の磁気ストライプを復元することができるサービスです。
「BankPay」決済サービス	「BankPay」決済サービスとは、キャッシュレス決済のひとつで、BankPay 加盟店の店舗で表示された QR コードをアプリで読み取ることで、お客さまの預金口座からお買い物やご飲食時のお支払代金を即時にお引き落としする決済サービスです。
ことら送金サービス	ことら送金サービスとは、1 回・1 日あたり 10 万円以下の小口送金サービスで、口座指定送金に加え、携帯電話番号・メールアドレス指定送金を手数料無料で送金することができるサービスです。※受取人側の受取口座設定が必要です。BankPay アプリをインストールすることで、ご利用が可能になります。
QR・バーコード決済サービス	QR・バーコード決済サービスとは、キャッシュレス決済のひとつで、各事業者が提供するスマートフォンの専用アプリを使用して、お客さまの預金口座からお金をチャージし、買い物等のお支払い時に QR コードやバーコードを使って決済するサービスです。
スマートフォンアプリ「しんくみアプリ with CRECO」	保有する口座情報を確認できるアプリ（参照系取引のみ）。キャッシュカードが発行されていれば、流動性預金や定期預金の口座情報を確認できます。また、口座情報の確認の他に、クレジットカードの追加による利用明細の確認やしんくみ店舗検索などができ、多要素認証によるセキュリティも確保されております。
インターネットバンキング	インターネットバンキングをお使いになれば、窓口に出向かなくてもお振込みや、口座の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。なお照会サービスは無料でご利用になれます。
法人向けインターネットバンキング	インターネットを利用してお客さまの会社のパソコンから、口座の残高照会や入出金明細照会、総合振込・給与振込、でんさいネット等がご利用いただけます。なお、でんさいネットのご利用には、別途申込みが必要になります。
ペイジー（料金振込サービス）	インターネットバンキングを利用して、スマートフォンやパソコンなどから税金、公共料金、通信販売等のお支払いができるサービスです。
でんさいネット	全国銀行協会が設立した全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）です。「でんさい」は手形に代わる新たな決済手段で電子記録債権のお受取り、発生記録、譲渡記録がご利用できるサービスです。
各種自動受取・支払	受取：給与・年金・配当金などが自動的にご指定の口座へ振込まれますので便利で安心です。 支払：電気・ガス・水道・電話・NHK などの公共料金のほか、税金・学校授業料・保険料・クレジットなどが自動的にご指定の口座から支払われますので便利で安心です。
貸金庫	貴重品を貸金庫で安全に保管し、盗難・災害などの不慮の事故からお守りいたします。原市・磯部支店、板鼻支店、富岡支店には、専用のカードで自由にご利用いただける「全自動貸金庫」を設置しております。
夜間金庫	当組合の営業時間終了後においても、売上金などをお預かりし、ご指定の預金口座に入金いたします。
年金倶楽部「青春」	当組合で年金をお受取の皆さまへ「キッチン用品ギフトセット」を贈呈。また、当組合とお取引していただけるお友達を紹介していただいたお客さまに素敵な洋蘭をプレゼントいたします。
情報サービス	広報誌「Shin」やホームページなどを通して、身近な話題や金融情報を提供しております。

その他の業務のご案内

種　類	内　容
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
商品有価証券売買業務	取り扱っておりません。
社債受託及び登録業務	取り扱っておりません。
金融先物取引等の受託等業務	取り扱っておりません。

附帯業務（以下の業務を取り扱っております）

内　容	
債務の保証業務	
有価証券の貸付業務	
国債等の引受け及び引受け国債等の募集の取扱業務	
代理業務	①全国信用協同組合連合会、（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫、（独）住宅金融支援機構、（独）福祉医療機構等の代理貸付業務 ②（独）勤労者退職金共済機構等の代理店業務　③日本銀行の歳入復代理店業務
地方公共団体の公金取扱業務	
株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務	

各種手数料のご案内（令和８年４月１日現在）

内国為替手数料（1 件につき）

※手数料金額には消費税が含まれています。

振込手数料

種　類	お取り扱い金額	窓口利用		ATM 利用			インターネットバンキング	
				キャッシュカード利用		現金		
		組合員	組合員以外	組合員	組合員以外		組合員	組合員以外
当組合同一店内宛	5 万円未満	220 円	330 円	無料（注）	110 円	110 円	無料	無料
	5 万円以上	440 円	550 円	無料（注）	330 円	330 円	無料	無料
当組合本支店宛	5 万円未満	220 円	330 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円
	5 万円以上	440 円	550 円	無料	330 円	330 円	無料	220 円
他行宛	5 万円未満	550 円	660 円	440 円	550 円	550 円	160 円	270 円
	5 万円以上	770 円	880 円	550 円	660 円	660 円	330 円	440 円

（注）キャッシュカードの発行店と同じ店舗へのお振込が該当します。

代金取立手数料

種　類	金　額
当組合同一店内宛	無料
電子交換（当組合本支店あてを含む）	550 円
個別取立（注）	1,100 円

（注）個別取立とは、電子交換所に参加しない金融機関への取立を指し、郵送対応等が必要な場合をいいます。

証明書手数料（1 通につき）

種　類			金　額
残高証明書発行手数料	当組合の書式		550 円
	お客さま指定の書式		1,100 円
融資証明書発行手数料	住宅取得の場合		11,000 円
	上記以外	5 千万円未満	11,000 円
		5 千万円以上	22,000 円
利息支払証明書発行手数料			550 円
各種公的資金に係る利子補給金の支払証明書			550 円
経過利息証明書発行手数料			1,100 円

再発行手数料（1 件につき）

種　類	金　額
通帳・証書再発行手数料	1,100 円
キャッシュカード再発行手数料	1,100 円
IC キャッシュカード再発行手数料	1,100 円
普通預金入金帳発行手数料	3,300 円
ローンカード再発行手数料	1,100 円
事業者ローンカード再発行手数料	1,100 円
IC キャッシュカード更新発行手数料	1,100 円

その他手数料

種　類	金　額
振込・送金訂正料	880 円
振込・送金組戻料	880 円
取立手形組戻料	880 円
取立手形店頭呈示料	880 円
不渡手形返却料	880 円

当座勘定手数料

種　類	金　額
自己宛小切手（1 枚）	1,100 円
当座勘定照合表発行手数料（ハガキ以外）	550 円
当座勘定入金帳発行手数料	3,300 円

その他の手数料（1 件につき）

種　類		金　額
貸金庫使用料（タイプ別）（年額）		5,940 円～ 8,580 円
全自動貸金庫使用料（タイプ別）（年額）		12,540 円～ 20,460 円
夜間金庫使用料	年額	39,600 円
	鍵、袋 1 個追加ごと	3,300 円
未利用口座管理手数料（年間）（注）		1,320 円
公的機関以外（弁護士会等）からの預金調査回答手数料（1 件ごと）		2,200 円
調査依頼に係る回答書の作成手数料（1 枚ごと）		55 円
保護預かり手数料（年額）		3,960 円
株式払込金保管証明書発行手数料		払込総額× 0.220%
株式払込金保管証明書再発行手数料		220 円
返済予定表再発行手数料		550 円
個人データ開示請求等手数料	開示請求	1,100 円
	訂正・利用停止・第三者への提供停止請求	無料
預金･貸出金（支払利息含む）の取引明細表発行手数料	1 年以内	550 円
	1 年超	1 年ごとに 550 円加算
両替手数料	51 枚～ 500 枚	550 円
	501 枚～ 1,000 枚	1,100 円
	1,001 枚以上	500 枚ごとに 550 円加算
硬貨入金手数料	51 枚～ 500 枚	550 円
	501 枚～ 1,000 枚	1,100 円
	1,001 枚以上	500 枚ごとに 550 円加算
金種指定払戻手数料	51 枚～ 500 枚	550 円
	501 枚～ 1,000 枚	1,100 円
	1,001 枚以上	500 枚ごとに 550 円加算

（注）令和 3 年 6 月 1 日以降に新規開設の普通預金・貯蓄預金のうち、残高 1 万円未満等の一定条件に該当する口座が対象となります。

でんさいネット利用手数料

種　類		金　額
発生記録	当組合宛	330 円
	他行宛	550 円
譲渡記録	当組合宛	165 円
	他行宛	275 円
分割（譲渡）記録	当組合宛	330 円
	他行宛	550 円
保証記録		330 円
変更記録（注 1）		330 円
支払等記録（口座間送金決済以外）（注 2）		330 円
でんさい入金手数料（注 3）		220 円
残高の開示	都度発行方式（1 通）（注 4）	4,400 円
	定例発行方式（1 通）	1,650 円

（注 1）発生させた「でんさい」の利害関係者が、債務者と債権者のみの場合の手数料です。利害関係者が 3 者以上いる場合は、所定の手続きが必要となり別途手数料がかかります。
（注 2）「でんさい」の支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。
（注 3）「でんさい」の支払期日に受取人が負担する手数料です。
（注 4）残高の開示の手数料のうち、都度発行方式は発行ご依頼の都度、手数料がかかります。

ATM ご利用手数料（※）

	平日			土曜日			日曜日・祝日
	8：00 ～ 8：45	8：45 ～ 18：00	18：00 ～ 20：00	8：00 ～ 9：00	9：00 ～ 14：00	14：00 ～ 20：00	8：00 ～ 20：00
当組合カード	無料	無料	無料	無料	無料	無料	110 円
県内信用組合群馬銀行 カード	110 円	無料	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
他行カード	220 円	110 円	220 円	220 円	220 円	220 円	220 円
キャッシングサービス	無料	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円

※「しんくみお得ねっと」サービス提携信用組合カードは平日（8:45 ～ 18:00）、土曜日（9:00 ～ 14:00）のお引出し手数料が無料になります。

セブン銀行・ゆうちょ銀行・ビューカード ATM ご利用手数料（当組合カードでご利用の場合）

	平日			土曜日			日曜日・祝日
	0：00 ～ 8：45	8：45 ～ 18：00	18：00 ～ 24：00	0：00 ～ 9：00	9：00 ～ 14：00	14：00 ～ 24：00	0：00 ～ 24：00
セブン銀行	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円
ゆうちょ銀行	220 円	110 円	220 円	220 円	110 円	220 円	220 円
ビューカード	220 円	110 円	220 円	220 円	220 円	220 円	220 円

群馬県信用組合の概要（令和８年７月１日現在）

事業内容

預金業務、貸出業務、為替業務
国・地方公共団体・
会社等の金銭の収納業務
各種業務の代理または媒介業務
国債・投資信託・
保険商品の窓口販売業務

会計監査人の氏名または名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

役員一覧

理事長	五十嵐　公	理事	半田　岳（※）
専務理事	栗原正浩	理事	松本立家（※）
常務理事	後閑達雄	理事	大竹良明（※）
常勤理事／企画・情報管理グループ統括長	神澤克彦	常勤監事	峰　浩
常勤理事／経理・資金運用グループ統括長	入沢修平	監事	嶋田佳幸（※）
理事	五十嵐　修（※）	監事	三ツ木美詩（※）
理事	中村勝美（※）	員外監事	兒島宏和（※）

（注）当組合は、職員出身者以外の理事５名および監事３名の経営参画により、ガバナンスの向上や、組合員の多面的な意見の反映に努めております。

組織図

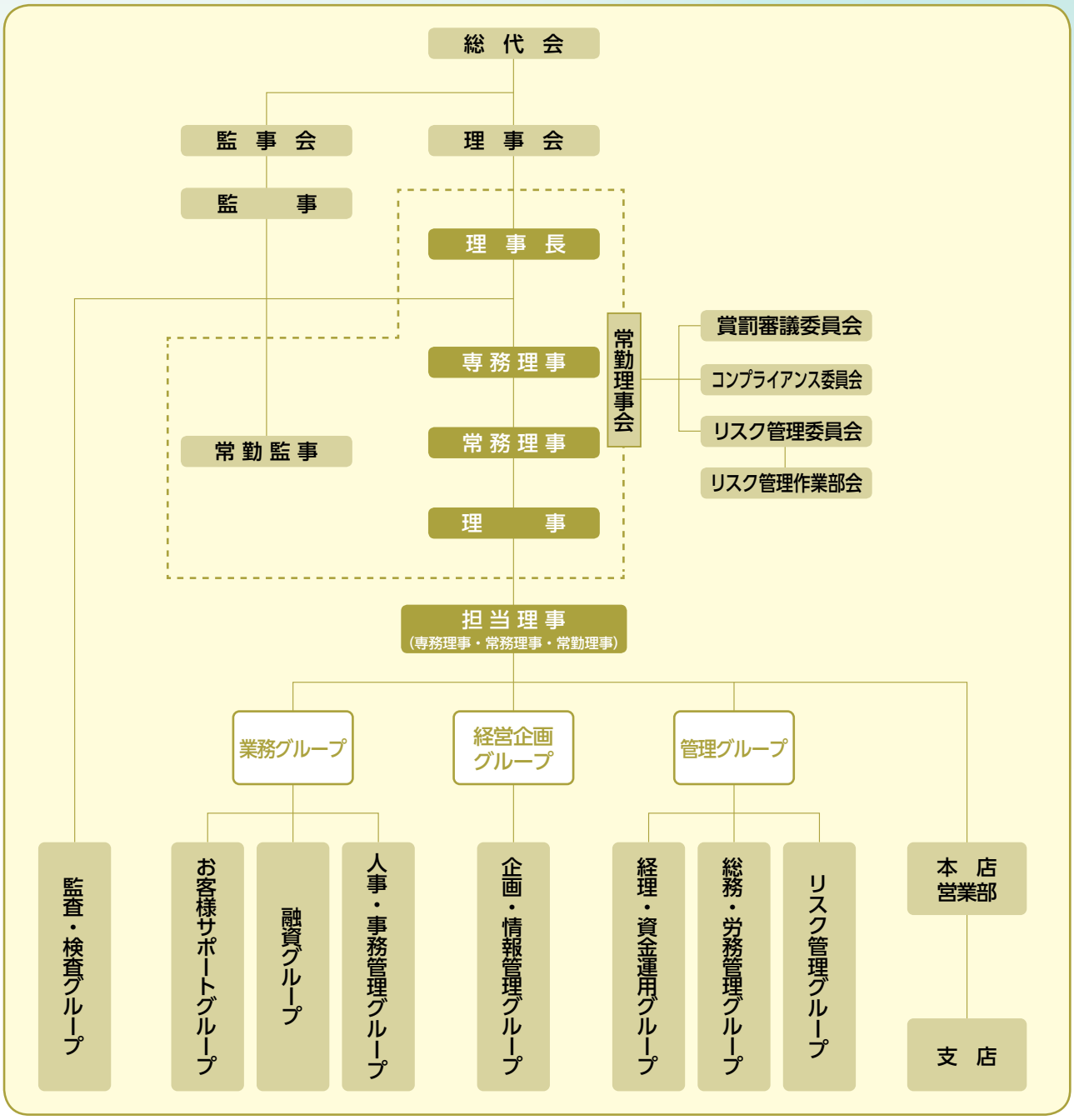

組合員と総代会制度

1. 組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて組合員の経済的地位の向上をはかることを目的に設立された協同組織金融機関です。

組合員になることができるのは、当組合が営業する地区にお住まいかお勤めの皆さま、小規模の事業者の皆さまなどですが、従業員数が 300 名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。

これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上をはかることを目的とした法律によるものです。

組合員になる場合、一口 1,000 円以上の出資金が必要となります。

当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を原資として金融事業を行っております。

2. 総代会の仕組み（役割）

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員は 39,919 名（令和 8 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適切な手続きにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる役割を担っております。

3. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提であり、総代選挙規程に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期と定数

総代の任期は 3 年となっております。なお、当組合は選挙区を 5 つの区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、100 名以上 120 名以内です。選挙区別の定数は、選挙区の組合員数と総組合員の按分比により算出しております。

選挙区	第一区	下仁田支店、南牧支店、西牧支店、南蛇井支店、妙義支店の営業区域
	第二区	富岡支店、甘楽町支店、一の宮支店、吉井支店の営業区域
	第三区	松井田支店、横川支店、磯部支店の営業区域
	第四区	本店営業部、安中支店、原市支店、板鼻支店の営業区域
	第五区	高崎西支店、高崎支店、八幡支店、高崎山名支店、高崎貝沢支店、榛名町支店の営業区域

組合員と総代会制度

組合員
・当組合の営業地区にお住まいまたはお勤めの方
・小規模事業者の方

信用組合に出資することで組合員となります。

▶ **総代選挙**
総代会制度を採用している信用組合は、組合員の中から総代選挙規程に基づいて総代を選出します。

▶ **総代**
総代は組合員の代表として、総代会に出席し、組合員の皆さまの意見を反映します。

▶ **総代会**
組合の最高決定機関として、決算に関する事項や役員の選任などの重要事項を決定します。

組合員の皆さまへの特典

1. 当組合本支店や他行へのお振込手数料（キャッシュカードによる ATM 振込みを含む）が割安となります。
2. インターネットバンキングの月額基本料金（個人向けのみ）およびお振込手数料が割安となります。
3. 目的別個人ローン（マイカーローンなど）をご利用時に、お取引に応じて特典がございます。

4. 第 39 回通常総代会の目的事項

令和 8 年 6 月 26 日に第 39 回通常総代会を開催し、次の報告事項ならびに決議事項が付議され、原案のとおり可決承認されました。

（1）報告事項
第 38 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）
事業報告、貸借対照表及び損益計算書の報告について

（2）決議事項
第 1 号議案　特別積立金取崩の件
第 2 号議案　第 38 期損失処理案承認の件
第 3 号議案　第 39 期（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）事業計画及び収支予算案承認の件
第 4 号議案　組合員の除名に関する件

通常総代会の様子

5. 総代の皆さま（総代数 118 名／令和 8 年 6 月 26 日現在）

選挙区	営業区域	総代の方の氏名（50 音順：敬称略）
第一区 総代定数 21 名 総代数 21 名	下仁田支店 南牧支店 西牧支店 南蛇井支店 妙義支店	相川愛一郎⑦　飯野良一④　五十嵐修②　市川　治②　岩井一幸①　岩井幸夫⑤ 岡野　弘⑪　荻野勝美⑥　小沢　明②　小井土元章⑤　小井土義治①　小林　徹⑥ 佐藤文夫⑥　相馬　正④　千野栄治⑦　土屋重夫⑦　古市敏之②　水澤　隆② 諸星和夫⑤　矢野英明⑤　横尾栄一⑦
第二区 総代定数 31 名 総代数 31 名	富岡支店 甘楽町支店 一の宮支店 吉井支店	新井和成⑤　新井昭三⑦　飯塚茂雄⑨　市川悦老⑩　大野勝巳⑤　木村幸夫⑥ 小林夏夫⑥　小間信明⑦　佐藤克佳④　嶋田光一⑤　嶋田佳幸①　髙田直之① 高橋伸二⑧　田口慎一郎⑥　竹内昭仁①　武田泰重⑤　津田賢造⑧　富田昭仁② 富田鶴次⑧　内藤健次②　中野行伸⑦　中村勝美⑥　永井英夫④　根岸　淳① 平野善久②　廣木健人⑤　星野正夫⑬　松井徹郎⑥　三田泰司①　山田利和⑦ 湯浅冬樹①
第三区 総代定数 16 名 総代数 16 名	松井田支店 横川支店 磯部支店	飯沼　初⑨　上原有一⑥　小黒雅史⑦　小板橋公治⑩　櫻井太作⑥　佐藤　充⑦ 佐藤洋介③　杉山　壽④　竹田紀文②　多胡徳造⑤　土屋　博⑤　新津　勇⑬ 儘田昌吾⑦　三ツ木美詩①　茂木右源太⑤　吉田　毅⑥
第四区 総代定数 26 名 総代数 25 名	本店営業部 安中支店 原市支店 板鼻支店	秋山佳一郎⑦　新井祥文②　大河原正⑬　大竹將尋④　大手正明⑦　小川浩伸② 川島　博①　小板橋一正⑥　小森谷武⑧　佐藤英樹④　静　朋人⑤　武井　宏⑫ 武田心一④　田中京三⑧　田中直人①　田中秀宗⑥　戸田美孝⑥　中島直樹⑨ 野口政喜⑥　半田　岳⑩　半田　充⑥　氷見　実⑥　松本立家⑩　三澤俊之① 湯浅康毅②
第五区 総代定数 26 名 総代数 25 名	高崎西支店 高崎支店 八幡支店 高崎山名支店 高崎貝沢支店 榛名町支店	浅見知一⑧　新井利實⑩　飯沼寛英①　植松和行⑧　大竹良明③　織田秀雄⑦ 木村隆志⑤　佐藤　貢③　清水邦宏⑥　須藤敏基⑥　善如寺雅夫⑬　武田博道⑧ 冨所義則④　廣神新司⑧　星野宣行③　本田　誠②　松田　攻⑧　松本卓也① 宮　義秀⑧　宮嶋　正⑤　守口　智①　紋谷直兄⑬　横田今朝夫⑥　吉本武夫② 依田昭之⑧
合計 総代定数 120 名 総代数 118 名	【総代の年代別構成比】 30 代以下ー、40 代 4.2%、50 代 10.2%、60 代 22.9%、70 代 42.4%、80 代以上 20.3%	
総代の職業別構成比	法人役員 90 名 75%、個人事業主 20 名 17%、会社員 2 名 2%、農業 3 名 3%、個人 3 名 3%	

（注）氏名の後に就任回数を記載しております（昭和 63 年 4 月　群馬県信用組合発足以降の回数）。

店舗のご案内

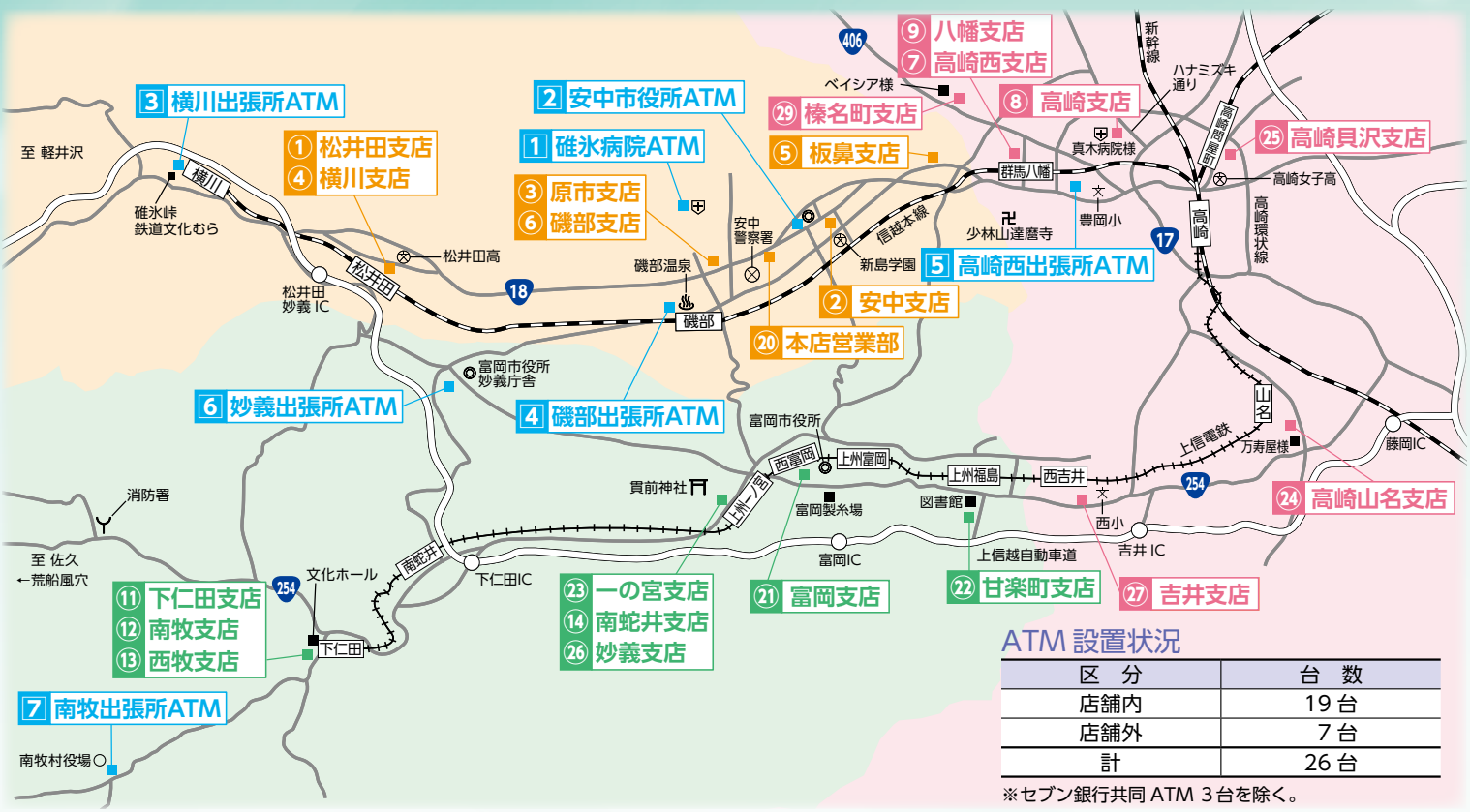

ATM 設置状況

区　分	台　数
店舗内	19 台
店舗外	7 台
計	26 台

※セブン銀行共同 ATM 3 台を除く。

店番	店名	電話番号	所在地	ATM ご利用時間 平日	ATM ご利用時間 土日祝		
安中・松井田エリア							
001	① 松井田支店	027-393-1133	〒 379-0222 安中市松井田町松井田 400-2	8:00~20:00（※）			
002	② 安 中 支 店	027-382-1246	〒 379-0116 安中市安中 3-16-8	8:00~20:00（※）		夜間金庫	貸金庫
003	③ 原 市 支 店	027-385-6508	〒 379-0133 安中市原市 2-8-1	8:00~20:00（※）		夜間金庫	貸金庫
004	④ 横 川 支 店	027-395-3111	〒 379-0222 安中市松井田町松井田 400-2	8:00~20:00（※）			
005	⑤ 板 鼻 支 店	027-382-2780	〒 379-0111 安中市板鼻 2103-10	8:00~20:00（※）			貸金庫
006	⑥ 磯 部 支 店	027-385-5611	〒 379-0133 安中市原市 2-8-1	8:00~20:00（※）			
020	⑳ 本店営業部	027-382-6939	〒 379-0193 安中市原市 668-6	8:00~20:00（※）			
高崎エリア							
007	⑦ 高 崎 西 支 店	027-323-2443	〒 370-0883 高崎市剣崎町 235-1	8:00~20:00（※）			
008	⑧ 高 崎 支 店	027-363-2335	〒 370-0075 高崎市筑縄町 3-8	8:00~20:00（※）			
009	⑨ 八 幡 支 店	027-343-9777	〒 370-0883 高崎市剣崎町 235-1	8:00~20:00（※）		夜間金庫	
024	㉔ 高崎山名支店	027-346-6174	〒 370-1213 高崎市山名町 696	8:00~20:00（※）			
025	㉕ 高崎貝沢支店	027-363-2131	〒 370-0042 高崎市貝沢町 960-5	8:00~20:00（※）		夜間金庫	
027	㉗ 吉 井 支 店	027-387-3811	〒 370-2127 高崎市吉井町長根 1582-1	8:00~20:00（※）		夜間金庫	
029	㉙ 榛 名 町 支 店	027-374-5545	〒 370-3344 高崎市中里見町 84-4	8:00~20:00（※）		夜間金庫	貸金庫

（令和 7 年 6 月 30 日現在）

店番	店名	電話番号	所在地	ATM ご利用時間 平日	ATM ご利用時間 土日祝	
甘楽・富岡エリア						
011	⑪ 下仁田支店	0274-82-3311	〒 370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田 338-1	8:00~20:00（※）		夜間金庫 貸金庫
012	⑫ 南牧支店	0274-87-2244	〒 370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田 338-1	8:00~20:00（※）		
013	⑬ 西牧支店	0274-82-3311	〒 370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田 338-1	8:00~20:00（※）		
014	⑭ 南蛇井支店	0274-63-2337	〒 370-2452 富岡市一ノ宮 1713-2	8:00~20:00（※）		
021	㉑ 富岡支店	0274-62-4131	〒 370-2343 富岡市七日市 871-1	8:00~20:00（※）		夜間金庫 貸金庫
022	㉒ 甘楽町支店	0274-74-3151	〒 370-2212 甘楽郡甘楽町大字福島 1258-1	8:00~20:00（※）		夜間金庫 貸金庫
023	㉓ 一の宮支店	0274-63-2337	〒 370-2452 富岡市一ノ宮 1713-2	8:00~20:00（※）		夜間金庫
026	㉖ 妙義支店	0274-73-3239	〒 370-2452 富岡市一ノ宮 1713-2	8:00~20:00（※）		

店外 ATM コーナー				
1 碓氷病院 ATM	―	〒 379-0133 安中市原市 1-9-10	9:00~16:30	―
2 安中市役所 ATM	―	〒 379-0116 安中市安中 1-23-13	9:00~19:00（※）	9:00~17:00（※）
3 横川出張所 ATM	―	〒 379-0301 安中市松井田町横川 404-12	9:00~17:00	―
4 磯部出張所 ATM	―	〒 379-0127 安中市磯部 1-10-13	9:00~19:00（※）	9:00~17:00（※）
5 高崎西出張所 ATM	―	〒 370-0871 高崎市上豊岡町 117-1	9:00~19:00（※）	9:00~17:00（※）
6 妙義出張所 ATM	―	〒 370-2411 富岡市妙義町上高田 1186-1	9:00~19:00（※）	9:00~17:00（※）
7 南牧出張所 ATM	―	〒 370-2806 甘楽郡南牧村大字大日向 1100-1	9:00~17:00	―

（※）全日（365 日）ご利用いただけます。

セブン銀行との共同 ATM の設置

当組合は、株式会社セブン銀行と共同で、2024 年 1 月より、高崎支店・板鼻支店・甘楽町支店の店舗内にセブン銀行 ATM へ入替設置いたしました。当組合の口座をお持ちのお客さまは、当組合の ATM 利用手数料と同じ手数料体系としており、当組合の ATM 同様にご利用いただけます。

また、他の国内金融機関等の入出金取引等に加え、電子マネーやスマートフォン決済への現金チャージ取引、海外発行カードの取引等にもご利用いただけます。

なお、お振込や通帳記帳、硬貨はご利用いただけませんのでご注意願います。

（設置場所）

店　舗	住　所	台数
板鼻支店	安中市板鼻 2103-10	1
高崎支店	高崎市筑縄町 3-8	1
甘楽町支店	甘楽郡甘楽町大字福島 1258-1	1

資料編

法定監査の状況……31
財務諸表……32
営業の状況……37
リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況……43
自己資本の充実の状況……44
連結決算の状況……55
連結における自己資本の充実の状況……57

（資料編の金額は単位未満を切り捨てて表示しております。）
※また、資料編の所管部については、令和７年度決算のため旧組織による名称で記載しています。

財務諸表の作成と内部監査について

当組合は、財務諸表の作成に係る計数等の適正性や内部監査の有効性を以下の方法で確認しております。

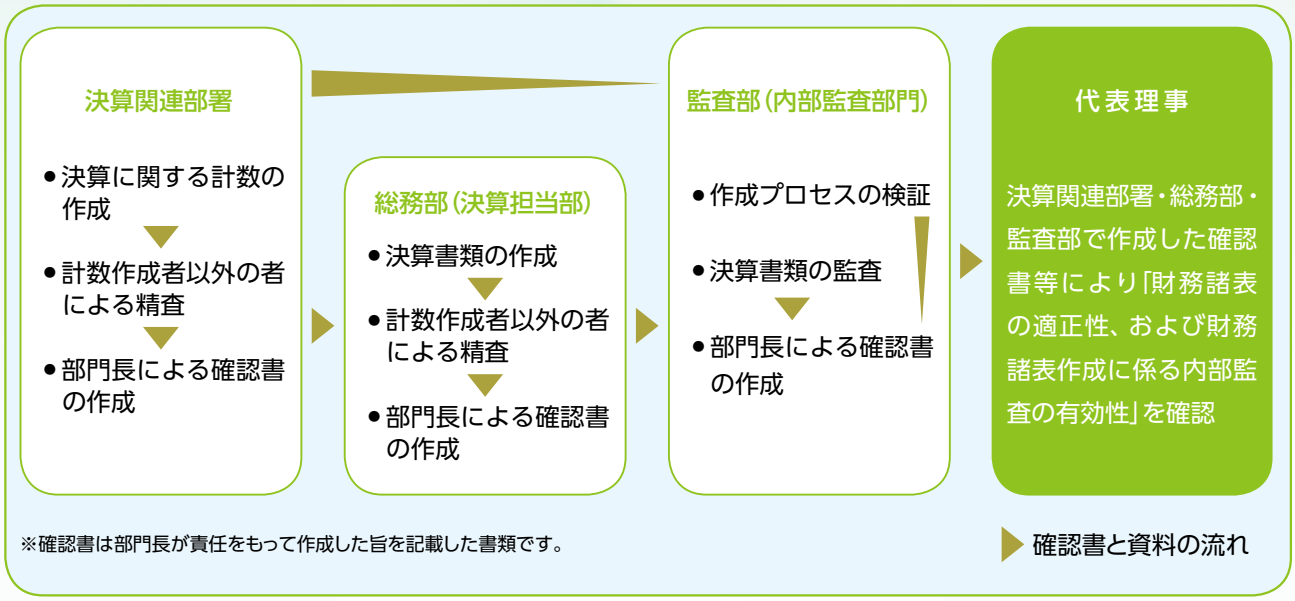

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第５条の８第３項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

代表理事による確認

私は当組合の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの第38期事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和８年６月26日
群馬県信用組合
理事長　五十嵐 公

財務諸表

貸借対照表

（資産）

（単位：千円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
（資産の部）		
現金	1,926,952	2,183,891
預け金	82,316,666	80,751,930
金銭の信託	992,332	988,005
有価証券	64,661,897	62,473,161
国債	9,295,498	7,072,283
地方債	8,220,157	6,160,189
短期社債	—	—
社債	29,659,213	30,930,874
株式	1,315,490	1,217,382
その他の証券	16,171,537	17,092,431
貸出金	83,031,923	80,399,361
割引手形	208,623	135,781
手形貸付	4,675,905	5,017,854
証書貸付	75,854,065	73,056,964
当座貸越	2,293,330	2,188,760
外国為替	—	—
その他資産	1,676,632	1,789,585
未決済為替貸	22,507	31,458
全信組連出資金	990,800	990,800
前払費用	20,179	25,818
未収収益	334,991	478,679
金融商品等差入担保金	—	—
その他の資産	308,154	262,828
有形固定資産	1,957,834	1,727,541
建物	723,184	549,051
土地	1,083,601	996,483
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	151,048	182,005
無形固定資産	59,946	45,372
ソフトウェア	51,120	36,558
のれん	—	—
その他の無形固定資産	8,825	8,814
前払年金費用	343,322	361,149
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	19,070	11,714
貸倒引当金	△ 2,053,772	△ 1,811,360
（うち個別貸倒引当金）	(△ 1,981,893)	(△ 1,655,343)
資産の部合計	234,932,806	228,920,353

（負債および純資産）

（単位：千円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
（負債の部）		
預金積金	228,473,508	223,703,262
当座預金	1,508,699	1,665,725
普通預金	132,409,734	134,723,433
貯蓄預金	3,488,782	3,346,139
通知預金	95,765	55,767
定期預金	85,242,503	78,829,838
定期積金	4,797,619	4,157,764
その他の預金	930,403	924,592
譲渡性預金	—	—
借用金	—	—
借入金	—	—
当座借越	—	—
外国為替	—	—
その他負債	374,482	442,763
未決済為替借	45,333	39,778
未払費用	103,258	140,070
給付補填備金	795	1,353
未払法人税等	6,089	6,089
前受収益	24,835	33,135
払戻未済金	7,902	4,000
職員預り金	94,273	89,383
資産除去債務	28,293	28,436
その他の負債	63,702	100,515
賞与引当金	76,981	50,036
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	82,629	65,721
睡眠預金払戻損失引当金	33,251	3,122
偶発損失引当金	32,581	27,271
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	17,867	37,774
再評価に係る繰延税金負債	47,974	35,795
債務保証	19,070	11,714
負債の部合計	229,158,346	224,377,460
（純資産の部）		
出資金	1,264,490	1,260,526
普通出資金	1,264,490	1,260,526
利益剰余金	7,424,396	6,492,180
利益準備金	932,587	1,012,587
その他利益剰余金	6,491,809	5,479,593
特別積立金	5,700,000	5,700,000
（うち目的積立金）	(—)	(—)
当期未処分剰余金	791,809	△ 220,406
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	8,688,886	7,752,706
その他有価証券評価差額金	△ 2,986,060	△ 3,250,696
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	71,632	40,882
評価・換算差額等合計	△ 2,914,427	△ 3,209,814
純資産の部合計	5,774,459	4,542,892
負債及び純資産の部合計	234,932,806	228,920,353

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
経常収益	2,760,399	3,397,326
資金運用収益	2,187,929	2,541,424
貸出金利息	1,308,469	1,357,348
預け金利息	197,403	350,198
有価証券利息配当金	634,071	799,014
その他の受入利息	47,986	34,864
役務取引等収益	208,693	221,401
受入為替手数料	68,709	68,511
その他の役務収益	139,984	152,890
その他業務収益	13,026	14,393
国債等債券売却益	—	287
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	13,026	14,106
その他経常収益	350,749	620,106
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	365	165
株式等売却益	295,483	506,636
金銭の信託運用益	43,046	70,239
その他の経常収益	11,853	43,064
経常費用	2,561,459	4,051,832
資金調達費用	109,995	367,400
預金利息	109,125	365,240
給付補填備金繰入額	351	1,669
借用金利息	15	25
その他の支払利息	503	464
役務取引等費用	153,910	160,097
支払為替手数料	24,572	24,880
その他の役務費用	129,338	135,217
その他業務費用	340,154	1,255,954
国債等債券売却損	339,074	1,255,479
国債等債券償還損	978	449
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	101	26
経費	1,878,370	1,889,163
人件費	1,129,555	1,112,297
物件費	674,834	693,622
税金	73,979	83,242
その他経常費用	79,027	379,215
貸倒引当金繰入額	23,899	331,516
貸出金償却	34	0
株式等売却損	467	8,296
株式等償却	—	—
その他資産償却	1	—
その他の経常費用	54,624	39,400
経常利益	198,940	△ 654,506
特別利益	9,481	109
固定資産処分益	9,481	109
その他の特別利益	—	—
特別損失	15,458	282,014
固定資産処分損	12,870	102
減損損失	2,587	281,912
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	192,963	△ 936,412
法人税、住民税及び事業税	6,131	6,185
過年度法人税等還付額	—	—
法人税等調整額	47,915	7,727
法人税等合計	54,047	13,912
当期純利益	138,916	△ 950,325
繰越金（当期首残高）	652,893	699,168
土地再評価差額金取崩額	—	30,750
当期末処分剰余金	791,809	△ 220,406

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
当期末処分剰余金	791,809	△ 220,406
特別積立金取崩額	—	700,000
剰余金処分額	92,641	—
利益準備金	80,000	—
出資に対する配当金	(年 1.0%) 12,641	—
特別積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	699,168	479,593

（注　記）貸借対照表

1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 2. と同じ方法により行っております。

4 土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

・再評価を行った日　平成 11 年 3 月 31 日

・当該事業用土地の再評価前の帳簿価額　683 百万円

・当該事業用土地の再評価後の帳簿価額　751 百万円

・同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年政令第 119 号）第 2 条 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△ 442 百万円

5 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　3 年～ 50 年
その他　2 年～ 30 年

6 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

7 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

8 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

9 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。

・過去勤務費用　その発生年度の従業員の平均残存期間内の一定年数（13年）による定額法により、費用処理しております。

・数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（12 年）による定率法により、発生の翌期から費用処理しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

⑴制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	243,135 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181 百万円
差引額	35,953 百万円

⑵制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自 6 年 4 月 1 日　至 7 年 3 月 31 日）　1.116%

⑶補足説明
上記⑴の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高 8,850 百万円であります。本制度における過去勤務費用の償却方法は残存期間 7 年の元利均等償却で、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金 14 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記⑵の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

11 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12 睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

13 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

14 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。為替業務およびその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「その他の資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

16 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額　34 百万円

17 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額　256 百万円

18 子会社等の株式または出資金の総額　10 百万円

19 子会社等に対する金銭債務総額　19 百万円

20 有形固定資産の減価償却累計額　3,544 百万円

21 有形固定資産の圧縮記帳額　－百万円

22 協同組合による金融事業に関する法律および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	979 百万円
危険債権額	5,040 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	382 百万円
合計額	6,402 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。

24 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形の額面金額は 135 百万円であります。

25 担保に提供している資産は次のとおりであります。

・担保提供している資産　預け金　5,700 百万円

・担保資産に対応する債務　借用金　－百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 10,065 百万円、公金収納取扱いのために現金 1 百万円を担保として提供しております。

26 出資 1 口当たりの純資産額　3,603 円 96 銭

27 金融商品の状況に関する事項

⑴金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。

⑵金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

⑶金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資グループおよびリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査・検査グループがチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理・資金運用グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、市場リスク管理規程および銀行勘定の金利リスク管理規程に従い、金利の変動リスクを管理しております。それらの規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスクに関する基本規程における基本方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

また、金融資産および負債の金利や期間の管理は、リスク管理グループがギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理委員会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用規程の運用方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。このうち、市場運用商品の購入は経理・資金運用グループが行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は所管部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預金積金」・「預け金」・「貸出金」・「有価証券」の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、このうち、「有価証券」については取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の「預金積金」・「預け金」・「貸出金」におけるＶａＲは、モンテカルロ法（保有期間３ヶ月、信頼区間 99.0%、観測期間１年）により、「有価証券」におけるＶａＲは分散共分散法（保有期間３ヶ月、信頼区間 99.0%、観測期間５年）により算出しております。

令和８年３月 31 日(当事業年度の決算日)現在の当組合の「預金積金」・「預け金」・「貸出金」・「有価証券」の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、2,326 百万円です。

なお、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金および借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28 金融商品の時価等に関する事項

令和８年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　預け金（*1）	80,751	80,371	△ 380
⑵　金銭の信託	988	988	-
⑶　有価証券（*2）	62,439	59,976	△ 2,462
（満期保有目的の債券）	(12,976)	(10,513)	(△2,462)
（その他有価証券）	(49,463)	(49,463)	-
⑷　貸出金（*1）	80,399		
貸倒引当金（*2）	△ 1,811		
	78,588	78,003	△ 584
金融資産計	222,767	219,339	△ 3,427
預金積金（*1）	223,703	222,951	△ 751
金融負債計	223,703	222,951	△ 751

(*1) 預け金、貸出金および預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 31 号　令和３年６月 17 日）第 24-3 項および第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注 1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

⑴預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

⑵金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 29 から 33 に記載しております。

⑷貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①６ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（SWAP 等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

⑴預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（SWAP 等）で割り引いた価格を時価とみなしております。

（注 2）市場価格のない株式等および組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	10
関連法人等株式（*1）	－
非上場株式（*1）	22
出資金等（*2）	993
全信組連出資金	990
その他出資金等	2
合　計	1,026

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式および非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月 31 日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 出資金等のうち、財産が非上場株式など市場価格の無いもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

29 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

⑴売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

⑵満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
国債	－百万円	－百万円	－百万円
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	200	216	16
小　計	200	216	16

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
国債	2,979 百万円	2,077 百万円	△ 901 百万円
地方債	3,253	2,553	△ 700
短期社債	－	－	－
社債	3,543	3,122	△ 421
その他	3,000	2,543	△ 456
小　計	12,776	10,296	△ 2,479
合　計	12,976 百万円	10,513 百万円	△ 2,462 百万円

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

⑶子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるものはありません。

⑷その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得価額	差　額
株式	1,125 百万円	558 百万円	567 百万円
債券	91	66	25
国債	–	–	–
地方債	–	–	–
短期社債	–	–	–
社債	91	66	25
その他	3,687	3,148	539
小　計	4,905	3,773	1,131

【貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得価額	差　額
株式	58 百万円	60 百万円	△ 2 百万円
債券	34,295	37,926	△ 3,630
国債	4,092	5,384	△ 1,291
地方債	2,906	3,588	△ 681
短期社債	–	–	–
社債	27,295	28,952	△ 1,657
その他	10,204	10,941	△ 737
小　計	44,558	48,928	△ 4,370
合　計	49,463 百万円	52,701 百万円	△ 3,238 百万円

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

30 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
7,760 百万円	506 百万円	1,263 百万円

32 その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債　　券	2,434 百万円	13,462 百万円	12,696 百万円	15,570 百万円
国　債	201	507	270	6,092
地方債	249	1,707	1,756	2,446
短期社債	–	–	–	–
社　債	1,983	11,247	10,669	7,031
そ の 他	895	4,500	3,383	4,724
合　計	3,329	17,962	16,079	20,295

33 減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理することとしております。
当該事業年度における減損処理額はありません。

34 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得価額	差　額	うち貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの
その他の金銭の信託	988	1,000	△ 11	988

運用目的の金銭の信託および満期保有目的の金銭の信託の取扱はありません。

35 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,123 百万円であり、原契約期間が 1 年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36 繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	379 百万円
賞与引当金	14
固定資産減損損失	162
繰越欠損金	297
その他	65
繰延税金資産小計	920 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（*1）	△ 297
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 555
評価性引当額小計	△ 853 百万円
繰延税金資産合計	67 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	102 百万円
資産除去債務	2
繰延税金負債合計	104 百万円
繰延税金負債の純額	37 百万円

（*1）税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額　（単位：百万円）

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4 年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	–	–	–	–	297	297
評価性引当額	–	–	–	–	△ 297	△ 297
繰延税金資産	–	–	–	–	–	–

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

37 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
・貸倒引当金　1,811 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、8 に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

38 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続
投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに、益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

（注　記）損益計算書

1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2 子会社等との取引による収益総額　1 百万円
子会社等との取引による費用総額　12 百万円

3 「その他の経常費用」には、アビリオ債権回収㈱、やまびこ債権回収㈱へ債権を売却したことによる損失 3 百万円を含んでおります。

4 出資 1 口当たりの当期純損失　751 円 54 銭

5 営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（281 百万円）として特別損失に計上しております。

主な用途	件数	資産の種類	減損損失（百万円）
営業用店舗	7	土地	87
		建物	143
		その他の有形固定資産	51
営業用店舗合計			281
当期減損損失合計額			281

営業用店舗については、基本的には、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店単位でグルーピングしております。しかしながら、店舗内店舗を実施した店舗については、店舗内店舗の母店と子店を併せて、グルーピングしております。
また、本部および事務センターについては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
当資産グループの回収可能価額は、鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額または将来のキャッシュフローを一定の割引率で割り引いた使用価値により測定しております。

6 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

営業の状況

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等

（単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%）

科　目	令和６年度			令和７年度		
	平均残高	利　息	利回り	平均残高	利　息	利回り
資金運用勘定	**239,166**	**2,187,929**	**0.91**	**234,447**	**2,541,424**	**1.08**
うち貸出金	82,908	1,308,469	1.57	80,410	1,357,348	1.68
うち預け金	84,597	197,403	0.23	84,640	350,198	0.41
うち有価証券	70,667	634,071	0.89	68,403	799,014	1.16
資金調達勘定	**232,996**	**109,525**	**0.04**	**228,762**	**365,801**	**0.15**
うち預金積金	233,887	109,476	0.04	229,662	366,910	0.15
うち借用金	8	15	0.18	6	25	0.36

（注）1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和６年度－百万円、令和７年度－百万円）を、控除して表示しております。
2. 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（令和６年度 999 百万円、令和７年度 999 百万円）及び利息（令和６年度 470 千円、令和７年度 1,598 千円）を、それぞれ控除して表示しております。

業務粗利益および業務純益等

（単位：千円）

科　目	令和６年度	令和７年度
資金運用収益	2,187,929	2,541,424
資金調達費用	109,525	365,801
資金運用収支	2,078,403	2,175,622
役務取引等収益	208,693	221,401
役務取引等費用	153,910	160,097
役務取引等収支	54,782	61,303
その他業務収益	13,026	14,393
その他業務費用	340,154	1,255,954
その他の業務収支	△ 327,128	△ 1,241,561
業務粗利益	1,806,058	995,364
業務粗利益率	0.75%	0.42%
業務純益	43,774	△ 963,813
実質業務純益	△ 63,907	△ 879,674
コア業務純益	276,145	375,967
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	276,145	371,007

（注）1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和６年度 470 千円、令和７年度 1,598 千円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高× 100
3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

役務取引の状況

（単位：千円）

科　目	令和６年度	令和７年度
役務取引等収益	208,693	221,401
受入為替手数料	68,709	68,511
その他の受入手数料	139,984	146,866
その他の役務取引等収益	－	6,023
役務取引等費用	153,910	160,097
支払為替手数料	24,572	24,880
その他支払手数料	6,232	7,000
その他役務取引等費用	123,106	128,216

経費の内訳

（単位：千円）

科　目	令和６年度	令和７年度
人件費	1,129,555	1,112,297
報酬給与手当	926,765	930,866
賞与引当金純繰入額	△ 108	△ 26,945
退職給付費用	49,677	52,818
役員退職慰労引当金繰入額	8,404	9,748
社会保険料等	144,817	141,434
その他臨時費用（役員退職慰労金）	0	4,376
物件費	674,834	693,622
事務費	326,263	350,093
固定資産費	105,062	104,520
事業費	58,855	46,932
人事厚生費	16,226	18,954
預金保険料	33,713	33,718
減価償却費	134,713	139,402
税金	73,979	83,242
経費合計	1,878,370	1,889,163

その他業務収益の内訳

（単位：千円）

科　目	令和６年度	令和７年度
外国為替売買益	－	－
商品有価証券売買益	－	－
国債等債券売却益	－	287
国債等債券償還益	－	－
その他の業務収益	13,026	14,106
その他業務収益合計	13,026	14,393

受取利息および支払利息の増減

（単位：千円）

項　目	令和６年度	令和７年度
受取利息の増減	71,276	353,494
支払利息の増減	106,879	257,404

預貸率および預証率

(単位：%)

区　分		令和６年度	令和７年度
預貸率	期　末	36.34	35.94
	期中平均	35.44	35.01
預証率	期　末	28.30	27.92
	期中平均	30.21	29.78

(注) 預貸率＝ 貸出金 / 預金積金＋譲渡性預金 ×100　預証率＝ 有価証券 / 預金積金＋譲渡性預金 ×100

総資産利益率

(単位：%)

区　分	令和６年度	令和７年度
総資産経常利益率	0.08	△ 0.27
総資産当期純利益率	0.05	△ 0.39

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝ 経常（当期純）利益 / 総資産（債務保証見返りを除く）平均残高 × 100

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種　目	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
流動性預金	141,216	60.4	142,353	62.0
定期性預金	92,671	39.6	87,309	38.0
譲渡性預金	－	－	－	－
その他の預金	－	－	－	－
合計	233,887	100.0	229,662	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

区　分	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
固定金利定期預金	85,157	99.9	78,751	99.9
変動金利定期預金	85	0.1	78	0.1
その他の定期預金	－	－	－	－
合計	85,242	100.0	78,829	100.0

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項　目	令和６年度	令和７年度
財形貯蓄残高	61	54

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区　分		令和６年度		令和７年度	
		件　数	金　額	件　数	金　額
送金・振込	他の金融機関向け	153,106	104,385	153,829	104,468
	他の金融機関から	219,578	126,601	217,920	129,710
代金取立	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	0	0	0	0

総資金利鞘等

(単位：%)

区　分	令和６年度	令和７年度
資金運用利回り（a）	0.91	1.08
資金調達原価率（b）	0.84	0.97
総資金利鞘（a － b）	0.07	0.11

(注) 資金運用利回＝ 資金運用収益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100

資金調達原価率＝ 資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費 / 資金調達勘定計平均残高 × 100

預金者別預金残高

(単位：百万円)

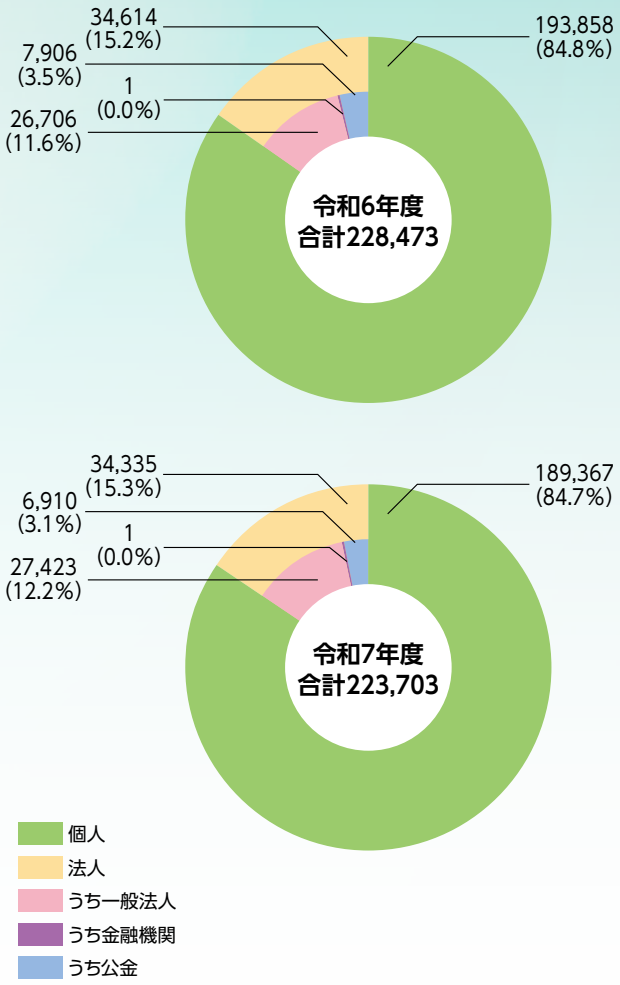

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科　目	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
割引手形	296	0.4	145	0.2
手形貸付	4,540	5.5	4,435	5.5
証書貸付	76,137	91.8	73,970	92.0
当座貸越	1,934	2.3	1,858	2.3
合計	82,908	100.0	80,410	100.0

貸出金資金使途別残高

(単位：百万円、%)

項　目	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
設備資金	53,749	64.7	53,143	66.1
運転資金	29,282	35.3	27,255	33.9
合計	83,031	100.0	80,399	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
製造業	9,366	11.3	8,764	10.9
農業、林業	531	0.6	510	0.6
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	9,067	10.9	8,987	11.2
電気、ガス、熱供給、水道業	845	1.0	775	1.0
情報通信業	362	0.4	386	0.5
運輸業、郵便業	2,511	3.0	2,479	3.1
卸売業、小売業	5,824	7.0	5,559	6.9
金融業、保険業	97	0.1	80	0.1
不動産業	7,588	9.1	8,224	10.2
物品賃貸業	54	0.1	543	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	88	0.1	80	0.1
宿泊業	441	0.5	521	0.6
飲食業	952	1.1	823	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	126	0.2	108	0.1
教育、学習支援業	165	0.2	164	0.2
医療、福祉	3,230	3.9	3,095	3.9
その他のサービス	7,858	9.5	6,611	8.2
その他の産業	433	0.5	438	0.5
小計	49,545	59.7	48,154	59.9
国・地方公共団体等	5,378	6.4	5,064	6.3
個人（住宅・消費・納税資金等）	28,107	33.9	27,179	33.8
合計	83,031	100.0	80,399	100.0

(注) 業種は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項　目	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
固定金利貸出	27,998	33.7	25,972	32.3
変動金利貸出	55,033	66.3	54,427	67.7
合計	83,031	100.0	80,399	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

項　目	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
消費者ローン	3,369	15.2	3,309	15.8
住宅ローン	18,770	84.8	17,695	84.2
合計	22,140	100.0	21,005	100.0

貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区　分	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
当組合預金積金	758	0.9	712	0.9
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	31,979	38.5	32,178	40.0
その他	—	—	—	—
小計	32,738	39.4	32,890	40.9
信用保証協会・信用保険	28,948	34.9	26,973	33.5
保証	11,995	14.4	10,324	12.8
信用	9,349	11.3	10,210	12.7
合計	83,031	100.0	80,399	100.0

債務保証見返額担保別残高

(単位：百万円、%)

区　分	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
当組合預金積金	7	38.9	2	18.2
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小計	7	38.9	2	18.2
信用保証協会・信用保険	11	61.1	9	81.8
保証	—	—	—	—
信用	—	—	—	—
合計	18	100.0	11	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項　目	令和６年度	令和７年度
貸出金償却額	△ 6	0

(注) 直接償却した金額から過去において既に貸倒引当金として積み立てた金額を控除したものです。

役職員１人当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)

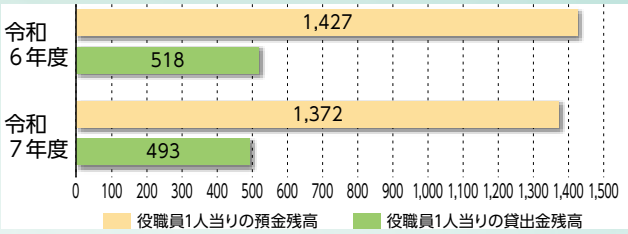

１店舗当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)

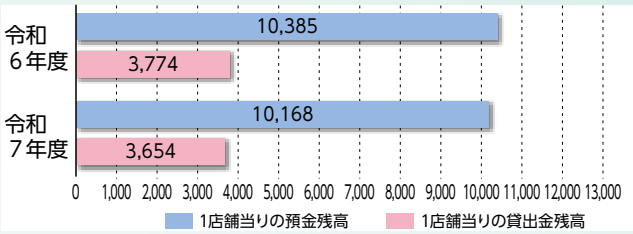

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

項　目	令和６年度	令和７年度
全国信用協同組合連合会	0	0
(株) 商工組合中央金庫	0	0
(株) 日本政策金融公庫	41	35
(独) 住宅金融支援機構	258	217
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	3	2
合計	302	255

報酬体系について

１．対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員および監事全員（非常勤を含む）をいいます。

対象役員に対する報酬額は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（１）報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を勘案し、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では全役員に適用される退職慰労金の支払に関しては、決定方法等を規程で定めております。

（２）役員に対する報酬

(単位：百万円)

区　分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　事	52	90
監　事	13	15
合　計	66	105

(注) 1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式第 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事 10 名、監事 4 名です。
3. 使用人兼務理事 3 名の使用人分の報酬は、14 百万円です。
4. 左記以外に役員退職慰労金は、理事 29 百万円、監事 1 百万円です。

（３）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示代 23 号）第 3 条第 1 項第 3 号および第 5 号に該当する事項はありません。

２．対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和７年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和７年度に対象役員等に支払った報酬等の平均額としております。
4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた、自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

有価証券、金銭の信託等の取得価額、時価および評価損益

有価証券

(単位：百万円)

項　目	令和６年度			令和７年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満期保有目的債券	10,844	9,483	△ 1,361	12,976	10,513	△ 2,462
その他有価証券	56,785	53,806	△ 2,978	52,725	49,487	△ 3,238
株式	797	1,305	507	642	1,207	564
債券	42,205	39,029	△ 3,175	37,992	34,387	△ 3,605
その他	13,782	13,471	△ 311	14,090	13,892	△ 198
子会社・関連会社株式	10	10	－	10	10	－
合計	67,640	63,300	△ 4,339	65,711	60,010	△ 5,701

金銭の信託

(単位：百万円)

項　目	令和６年度			令和７年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
その他の金銭の信託	1,000	992	△ 7	1,000	988	△ 11

(注)1. 有価証券の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なものは時価相当額（公募債券については証券業協会が公表する売買参考統計値等、私募債券については証券会社等が算定する評価額等、投資信託受益権については基準価額）、その他のものは帳簿価額です。
2. 運用目的の金銭の信託および満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。
3. 金銭の信託の「時価」は、取引金融機関から提示された価格としております。
4. デリバティブ商品の取扱いはありません。

有価証券の種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

種　類	期別＼期間	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和６年度	606	516	206	－	285	7,680	－	9,295
	令和７年度	201	507	－	－	270	6,092	－	7,072
地方債	令和６年度	728	526	626	1,099	1,043	4,195	－	8,220
	令和７年度	249	512	1,195	525	1,230	2,446	－	6,160
短期社債	令和６年度	－	－	－	－	－	－	－	－
	令和７年度	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	令和６年度	1,699	5,809	4,136	5,933	6,149	5,931	－	29,659
	令和７年度	1,983	5,292	5,954	3,637	7,031	7,031	－	30,930
株式	令和６年度	－	－	－	－	－	－	1,315	1,315
	令和７年度	－	－	－	－	－	－	1,217	1,217
その他の証券	令和６年度	998	2,176	3,029	939	1,789	4,499	2,738	16,171
	令和７年度	895	2,855	1,645	1,504	1,879	4,724	3,588	17,092
合計	令和６年度	4,033	9,028	7,998	7,972	9,267	22,307	4,053	64,661
	令和７年度	3,329	9,167	8,795	5,667	10,412	20,295	4,805	62,473

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種　類	令和６年度		令和７年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
国債	11,553	16.3	10,026	14.7
地方債	9,378	13.3	8,437	12.3
短期社債	－	－	－	－
社債	33,980	48.1	32,668	47.8
株式	749	1.1	561	0.8
その他の証券	15,006	21.2	16,708	24.4
合計	70,667	100.0	68,403	100.0

国債および投資信託販売実績

(単位：百万円)

項　目	令和６年度	令和７年度
国債（新発債）	260	571
投資信託	371	114

商品有価証券種類別平均残高	取り扱っておりません
先物取引の時価情報	取り扱っておりません
オフバランス取引の状況	取り扱っておりません
公共債引受額（既発債）	取り扱っておりません
外貨建資産残高	取り扱っておりません
オプション取引の時価情報	取り扱っておりません

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

項　目	種類	令和６年度			令和７年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	70	70	0	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	200	230	30	200	216	16
	小計	270	300	30	200	216	16
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,978	2,349	△ 628	2,979	2,077	△ 901
	地方債	3,351	2,896	△ 454	3,253	2,553	△ 700
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	1,745	1,667	△ 77	3,543	3,122	△ 421
	その他	2,500	2,269	△ 231	3,000	2,543	△ 456
	小計	10,574	9,182	△ 1,391	12,776	10,296	△ 2,479
合計		10,844	9,483	△ 1,361	12,976	10,513	△ 2,462

(注)　1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
　　2. 上記の「その他」は、外国証券です。

子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

該当するものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

項　目	種類	令和６年度			令和７年度		
		貸借対照表計上額	取得価額	差額	貸借対照表計上額	取得価額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	1,155	644	511	1,125	558	567
	債券	2,307	2,286	20	91	66	25
	国債	1,017	1,016	1	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	1,289	1,269	19	91	66	25
	その他	2,585	2,281	303	3,687	3,148	539
	小計	6,048	5,213	835	4,905	3,773	1,131
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	126	130	△ 3	58	60	△ 2
	債券	36,722	39,918	△ 3,196	34,295	37,926	△ 3,630
	国債	5,299	6,486	△ 1,186	4,092	5,384	△ 1,291
	地方債	4,798	5,572	△ 774	2,906	3,588	△ 681
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	26,623	27,859	△ 1,235	27,295	28,952	△ 1,657
	その他	10,885	11,499	△ 614	10,204	10,941	△ 737
	小計	47,734	51,548	△ 3,814	44,558	48,928	△ 4,370
合計		53,783	56,761	△ 2,978	49,463	52,701	△ 3,238

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
　　2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託です。
　　3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等および組合出資金

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	10
関連法人等株式（*1）	－
非上場株式（*1）	22
出資金等（*2）	993
全信組連出資金	990
その他出資金等	2
合　計	1,026

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式および非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(*2) 出資金等のうち、財産が非上場株式など市場価格のないもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況

協金法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円・%）

区　分			残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A − B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		令和６年度	823	255	568	100.00	100.00
		令和７年度	979	251	727	100.00	100.00
危険債権		令和６年度	5,676	3,438	1,413	85.48	63.16
		令和７年度	5,040	3,336	927	84.59	54.42
要管理債権		令和６年度	28	10	3	48.15	19.99
		令和７年度	382	38	67	27.50	19.49
	三月以上延滞債権	令和６年度	−	−	−	−	−
		令和７年度	−	−	−	−	−
	貸出条件緩和債権	令和６年度	28	10	3	48.15	19.98
		令和７年度	382	38	67	27.50	19.49
小計		令和６年度	6,528	3,703	1,985	87.14	70.29
		令和７年度	6,402	3,625	1,722	83.53	62.03
正常債権		令和６年度	76,578				
		令和７年度	74,068				
合計		令和６年度	83,107				
		令和７年度	80,471				

（注）1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（1. に掲げるものを除く）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1. および 2. に掲げるものを除く）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1.、2. および 4. に掲げるものを除く）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権（1.、2. および 3. に掲げるものを除く）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

自己資本の充実の状況

自己資本管理

当組合は、「自己資本管理規程」を制定し、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っております。

リスク資本管理におきましては、毎年度資本配賦計画を策定し、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本（リスク資本）の範囲内に、計量したリスク量（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っております。

また、自己資本比率管理におきましては、自己資本比率規制の標準的手法に基づく自己資本比率の算定により自己資本が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は積立金等当組合が積み立てているもの以外は、組合員の皆さまによる普通出資により調達しております。

自己資本の充実度に関する評価

自己資本比率の状況は、国内基準である4％を上回る7.61％となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関であります。

- 格付投資情報センター（R & I）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（MDY）
- 日本格付研究所（JCR）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S & P）

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

単体における事業年度の開示事項

Ⅰ．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	8,676	7,752
うち、出資金および資本剰余金の額	1,264	1,260
うち、利益剰余金の額	7,424	6,492
うち、外部流出予定額（△）	12	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	159
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	73	159
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	8,749	7,911
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	43	32
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	32
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	248	261
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－

項　目	令和６年度	令和７年度
特定項目に係る 10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る 15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	291	294
自己資本		
自己資本の額（(イ）－（ロ））　（ハ）	8,457	7,617
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,110	95,834
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	3,545	4,220
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	98,656	100,055
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ）／（ニ））	8.57%	7.61%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

Ⅱ．定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項　目	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	95,110	3,804	95,834	3,833
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	92,800	3,712	91,781	3,671
（ⅰ）ソブリン向け	1,286	51	1,244	49
（ⅱ）金融機関向け	19,819	792	19,223	768
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	270	10	310	12
（ⅲ）カバード・ボンド向け	－	－	－	－
（ⅳ）法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	26,013	1,040	27,731	1,109
特定貸付債権向け	－	－	－	－
（ⅴ）中堅中小企業等・個人向け	10,387	415	9,840	393
トランザクター向け	94	3	95	3
（ⅵ）不動産関連向け	25,810	1,032	24,265	970
自己居住用不動産等向け	12,100	484	11,302	452
賃貸用不動産向け	10,964	438	10,245	409
事業用不動産関連向け	2,742	109	2,692	107
その他不動産関連向け	2	0	25	1
ADC 向け	－	－	－	－
（ⅶ）劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－
（ⅷ）延滞等向け	3,035	121	2,809	112
（ⅸ）自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	239	9	237	9
（ⅹ）株式等	1,648	65	2,051	82
（ⅺ）重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
（ⅻ）他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	771	30	762	30
（ⅻⅰ）信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,208	48	1,334	53
（ⅻⅱ）その他	2,579	103	2,281	91
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,310	92	4,053	162
ルック・スルー方式	2,310	92	4,053	162
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1,250%）	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥ CVA リスクを 8%で除して得た額（簡便法）	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－

項　目	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	3,545	141	4,220	168
BI	2,363		2,813	
BIC	283		337	
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	98,656	3,946	100,055	4,002

(注)1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額× 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ･バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(ⅰ)～(xiii) に区分されないエクスポージャーです。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法からILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額× 4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ／ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		その他		延滞エクスポージャー	
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
国内	225,072	218,269	85,188	82,483	50,423	47,856	89,460	87,929	4,639	4,061
国外	12,745	12,442	－	－	12,745	12,442	－	－	－	－
地域別合計	237,818	230,711	85,188	82,483	63,169	60,298	89,460	87,929	4,639	4,061
製造業	20,014	19,876	9,625	9,032	10,296	10,571	91	271	1,982	1,394
農業、林業	614	584	614	584	－	－	－	－	28	25
漁業	29	29	－	0	－	－	29	29	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	0	190	0	0	－	189	－	－	－	－
建設業	11,552	11,495	10,251	10,133	1,301	1,301	－	60	326	324
電気・ガス・熱供給・水道業	5,111	5,644	867	796	4,163	4,847	80	－	0	0
情報通信業	717	740	364	388	300	300	51	51	5	0
運輸業、郵便業	7,307	7,261	2,588	2,544	4,691	4,690	27	27	13	4
卸売業、小売業	8,503	8,254	6,100	5,851	2,402	2,403	－	－	356	316
金融業、保険業	97,737	95,554	115	99	13,753	13,255	83,867	82,199	－	－
不動産業	11,177	11,947	7,649	8,281	2,594	2,743	933	922	396	425
各種サービス	15,432	14,455	14,555	13,477	867	968	10	10	1,160	1,162
国・地方公共団体等	24,689	20,117	5,195	4,895	19,494	15,222	－	－	－	－
個人	26,637	25,785	26,637	25,783	－	－	－	－	367	407
その他	8,293	8,774	621	613	3,303	3,803	4,368	4,356	－	－
業種別合計	237,818	230,711	85,188	82,483	63,169	60,298	89,460	87,929	4,639	4,061
１年以下	47,095	46,246	10,025	9,977	3,813	3,077	33,256	33,191		
１年超３年以下	49,170	50,750	4,954	4,360	8,406	8,629	35,810	37,760		
３年超５年以下	20,865	21,846	6,192	9,494	7,723	8,851	6,950	3,500		
５年超７年以下	19,206	11,823	11,425	6,292	7,781	5,531	－	－		
７年超10年以下	20,068	22,360	9,817	11,032	8,951	10,027	1,300	1,300		
10年超	71,587	67,947	40,094	38,767	26,492	24,180	5,000	5,000		
期間の定めのないもの	9,823	9,736	2,680	2,559	－	－	7,143	7,177		
残存期間別合計	237,818	230,711	85,188	82,483	63,169	60,298	89,490	87,929		

(注)1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. 上記のエクスポージャー区分の「その他」は、株式、出資金、投資信託、預け金、現金、有形・無形固定資産および繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和６年度	183	73	－	183	73
	令和７年度	73	159	－	73	159
個別貸倒引当金	令和６年度	1,996	2,013	107	1,888	2,013
	令和７年度	2,013	1,679	573	1,439	1,679
合計	令和６年度	2,179	2,086	107	2,072	2,086
	令和７年度	2,086	1,838	573	1,512	1,838

(注)1. 当組合は、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

区　分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
製造業	1,185	1,209	1,209	764	21	483	1,164	726	1,209	764	－	0
農業、林業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	28	47	47	52	－	17	28	30	47	52	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
情報通信業	5	5	5	0	－	－	5	5	5	0	－	－
運輸業、郵便業	4	10	10	1	－	5	4	4	10	1	－	－
卸売業、小売業	23	138	138	128	1	23	21	115	138	128	0	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	226	172	172	137	－	28	226	143	172	137	－	－
各種サービス	501	412	412	574	84	11	416	401	412	574	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	20	14	14	18	－	3	20	11	14	18	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,996	2,013	2,013	1,679	107	573	1,888	1,439	2,013	1,679	0	0

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

項　目	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和６年度					
現金	1,926	－	1,926	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,488	－	10,488	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	14,201	－	14,201	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	100	－	100	－	10	10%
我が国の政府関係機関向け	1,998	－	1,998	－	150	8%
地方三公社向け	1,684	－	1,684	－	20	1%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	91,596	－	91,596	－	19,819	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	801	－	801	－	270	34%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	44,460	444	44,252	32	26,013	59%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	14,127	20,348	13,492	307	10,387	75%
トランザクター向け	－	3,760	－	210	94	45%
不動産関連向け	32,698	－	32,529	－	25,810	79%
自己居住用不動産等向け	18,341	－	18,206	－	12,100	66%
賃貸用不動産向け	12,431	－	12,420	－	10,964	88%
事業用不動産関連向け	1,920	－	1,898	－	2,742	144%
その他不動産関連向け	4	－	4	－	2	60%
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けを除く）	2,519	37	2,501	2	3,035	121%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	263	－	263	－	239	91%
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	12,252	－	12,242	－	1,105	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,648	－	1,648	－	1,648	100%
合計					88,240	

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

（単位：百万円）

項　　目	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和７年度					
現金	2,183	－	2,183	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,370	－	8,370	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	11,746	－	11,746	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	855	－	855	－	85	10%
我が国の政府関係機関向け	2,036	－	2,036	－	154	8%
地方三公社向け	1,941	－	1,941	－	－	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	89,545	－	89,545	－	19,223	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,002	－	1,002	－	310	31%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	47,093	598	46,834	49	27,731	59%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,273	19,535	12,727	298	9,840	76%
トランザクター向け	－	3,726	－	213	95	45%
不動産関連向け	31,509	－	31,361	－	24,265	77%
自己居住用不動産等向け	17,235	－	17,135	－	11,302	66%
賃貸用不動産向け	12,265	－	12,240	－	10,245	84%
事業用不動産関連向け	1,966	－	1,943	－	2,692	139%
その他不動産関連向け	42	－	42	－	25	60%
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けを除く）	2,195	－	2,179	－	2,809	129%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	250	－	250	－	237	95%
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	10,962	－	10,950	－	1,004	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,578	－	1,578	－	2,051	130%
合計					87,403	

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）						
	令和６年度						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
現金	1,926	–	–	–	–	–	1,926
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,488	–	–	–	–	–	10,488
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	14,201	–	–	–	–	–	–	14,201
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	100	–	–	–	–	–	100
我が国の政府関係機関向け	–	1,998	–	–	–	–	–	1,998
地方三公社向け	1,584	–	100	–	–	–	–	1,684

	20%	30%	40%	50%	80%	105%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	81,391	8,683	–	1,019	400	100	–	91,596
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	500	–	–	100	–	–	801

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–

	0%	20%	30%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	2,505	7,976	–	15,195	1,001	–	10,248	3,656	–	3,701	–	44,284
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

	0%	10%	45%	50%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	233	–	210	–	12,252	1,103	–	13,800
トランザクター向け	–	–	210	–	–	–	–	210

	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	45%	50%	60%	62.5%	70%	75%	90%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け	5	463	242	174	1,249	–	452	–	994	714	805	1,046	44	1,582	16,531	167	5,287	2,768	–	32,529
自己居住用不動産等向け	4	419	242	174	940	–	–	–	994	–	805	–	44	1,576	13,003	–	–	–	–	18,206

	0%	10%	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
賃貸用不動産向け	0	43	308	452	714	1,041	3,527	5,287	1,043	–	12,420

	0%	10%	30%	35%	45%	70%	90%	110%	150%	その他	合計
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	5	167	–	1,725	–	1,898

	0%	10%	30%	35%	40%	60%	75%	100%	その他	合計
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	4	–	–	–	4

	100%	150%	その他	合計
ＡＤＣ向け	–	–	–	–

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–

	0%	10%	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	52	–	482	320	1,649	–	2,504
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	27	–	236	–	–	263

	0%	10%	50%	100%	150%	250%	その他	合計
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	1,187	11,054	–	–	–	–	–	12,242
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	1,648	–	1,648

合計	0%	～50%	～100%	～150%	～250%	その他	合計
	32,185	133,337	48,592	13,506	1,648	–	229,271

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）						
	令和７年度						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
現金	2,183	－	－	－	－	－	2,183
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,370	－	－	－	－	－	8,370
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	11,746	－	－	－	－	－	－	11,746
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	855	－	－	－	－	－	855
我が国の政府関係機関向け	492	1,543	－	－	－	－	－	2,036
地方三公社向け	1,941	－	－	－	－	－	－	1,941

	20%	30%	40%	50%	80%	105%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,392	8,035	－	616	400	100	－	89,545
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	401	500	－	－	100	－	－	1,002

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	0%	20%	30%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	3,177	9,010	－	15,219	1,001	－	11,205	4,168	－	3,100	－	46,883
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	45%	50%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	150	－	213	－	11,674	987	－	13,026
トランザクター向け	－	－	213	－	－	－	－	213

	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	45%	50%	60%	62.5%	70%	75%	90%	105%	110%	150%	その他	合計
不動産関連向け	4	313	297	179	1,550	－	561	－	902	989	655	1,810	46	1,389	15,911	151	3,527	328	2,740	－	31,361
自己居住用不動産等向け	4	313	297	179	1,186	－	－	－	902	－	655	－	46	1,389	12,159	－	－	－	－	－	17,135

	0%	10%	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
賃貸用不動産向け	0	－	363	561	989	1,767	3,751	3,527	1,277	－	12,240

	0%	10%	30%	35%	45%	70%	90%	110%	150%	その他	合計
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	151	328	1,463	－	1,943

	0%	10%	30%	35%	40%	60%	75%	100%	その他	合計
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	42	－	－	－	42

	100%	150%	その他	合計
ＡＤＣ向け	－	－	－	－

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	41	41	195	288	1,612	－	2,179
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	14	－	236	－	－	250

	0%	10%	50%	100%	150%	250%	その他	合計
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	907	10,043	－	－	－	－	－	10,950
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	1,578	－	1,578

合計	0%	～50%	～100%	～150%	～250%	その他	合計
	29,017	131,632	49,273	11,409	1,578	－	222,911

へ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和 6 年度				令和 7 年度			
40% 未満	146,111	—	—	146,100	141,868	—	—	141,856
40% ～ 70%	21,886	3,761	10.000	22,095	21,827	3,726	10.000	22,039
75%	30,423	16,528	10.000	29,784	29,117	15,753	10.000	28,587
80%	400	—	—	400	400	—	—	400
85%	10,328	294	12.000	10,248	11,321	438	10.000	11,205
90% ～ 100%	5,622	228	10.000	5,485	5,969	215	10.000	5,833
105% ～ 130%	5,389	—	—	5,387	3,956	—	—	3,956
150%	8,156	16	10.000	8,119	7,503	—	—	7,452
250%	1,648	—	—	1,648	1,578	—	—	1,578
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	229,967	20,830	10.000	229,271	223,543	20,134	10.000	222,911

（注）「CCF の加重平均値（%）」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

（3）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,795	2,655	421	457	—	—
①ソブリン向け	9	11	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	110	110	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け	2,489	2,370	13	146	—	—
⑥不動産関連向け	169	148	381	234	—	—
自己居住用不動産等向け	135	100	315	234	—	—
賃貸用不動産向け	10	24	65	—	—	—
事業用不動産関連向け	22	22	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー	17	15	—	62	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	27	14	—	—
⑩株式等	—	—	—	—	—	—
⑪その他	—	—	—	—	—	—

（注）1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

(4) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区　分	令和６年度		令和７年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	2,021	2,021	2,075	2,075
非上場株式等	1,026	1,026	1,026	1,026
合計	3,047	3,047	3,102	3,102

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価やリスク限度枠の遵守状況等を市場リスク管理の一部として定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社または出資金等に関しては、個別に財務諸表等を基にした評価を実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和６年度	令和７年度
売却益	274	324
売却損	0	−
償却	−	−

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和６年度	令和７年度
評価損益	408	533

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和６年度	令和７年度
評価損益	−	−

(注)「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和６年度	令和７年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,076	5,260
マンデート方式を適用するエクスポージャー	−	−
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	−	−
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	−	−
フォールバック方式（1,250%）を適用するエクスポージャー	−	−

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(8) 金利リスクに関する事項

イ．定量的な開示事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,625	4,386	810	875
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	2,325	2,876		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,625	4,386	810	875
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,617		8,457	

ロ．定性的な開示事項

A. リスク管理の方針および手続きの概要

貸借対照表上の金利に感応する資産および負債（＝銀行勘定）において、両者の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益の低下や損失が生じるリスク（＝銀行勘定の金利リスク）を適切にコントロールすることを基本方針としております。

管理指標として、金利変動による経済価値の変動額を表す⊿EVEおよび金利変動による期間収益の変動額を表す⊿NIIについて、複数の金利ショックシナリオを用いて算定しており、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

B. 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク（⊿EVEおよび⊿NII）の算定は、以下の定義に基づいて行っております。

計測対象資産および負債		預金、貸出金、預け金、有価証券
リスク算定の頻度		四半期毎
リスク集計方法		正となる通貨のみを単純合算
計測に使用する金利ショック幅		リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ
コア預金の取扱い	コア預金の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	流動性預金全体に占めるコア預金の割合	50%
	コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.50年
	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5.00年
行動オプション性の取扱い	固定金利貸出の期限前返済の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	定期預金の早期解約の考慮	保守的な前提の反映により考慮

連結決算の状況

事業概要

令和７年度の事業概況は以下のとおりです。

預金積金残高は、相続や他商品への資金移動や預金獲得競争により、前期末比 47 億６千８百万円減少し 2,236 億８千３百万円となりました。

貸出金残高は、設備資金やアパート資金が増加しているものの運転資金の利用が少なく、事業性融資が減少しました。また、個人融資においては、住宅関連資金の新規実行が少なく、住宅ローン残高が減少したことから、前期末比 26 億３千２百万円減少し、803 億９千９百万円となりました。

収支状況は、市場金利の上昇により、預け金利息及び有価証券利息配当金が増加した半面、保有債券の含み損圧縮のための国債等債券売却損や貸倒引当金繰入、固定資産の減損損失の計上などにより、当期純損失９億５千１百万円となりました。

子会社等の主要事業内容・組織構成

けんしんようビジネスサービス㈱は、当組合の管財業務を担う会社で、主に当組合の販売品等の調達、帳票・事務用品管理および固定資産管理業務等を受託しております。

組織図

群馬県信用組合 ―― けんしんようビジネスサービス㈱（100%出資会社）

■ けんしんようビジネスサービス（株）

所在地	資本金	主要業務
安中市原市 668 － 6	1,000 万円	管財業務

設立年月日	当組合の株式の所有割合	子会社の株式等の所有割合
平成６年 10 月３日	100%	－

主要な経営指標等

（単位：百万円）

科　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
経常収益	2,252	2,383	2,445	2,759	3,396
経常利益	180	124	160	200	△ 655
当期純利益	203	159	145	139	△ 951
純資産額	8,141	7,036	7,452	5,784	4,551
総資産額	245,635	243,112	239,856	234,922	228,910
連結自己資本比率	8.59%	8.69%	8.77%	8.58%	7.62%

※総資産額は債務保証見返を含みます。

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況（連結）

単体と同一です。

※単体の計数については、43 ページをご覧ください。

連結貸借対照表

(1) 資産勘定

(単位：千円)

科　目	令和６年度	令和７年度
現金預け金	84,243,618	82,935,822
金銭の信託	992,332	988,005
有価証券	64,651,897	62,463,161
貸出金	83,031,923	80,399,361
外国為替	－	－
その他資産	1,676,659	1,789,625
有形固定資産	1,957,834	1,727,541
無形固定資産	59,946	45,372
退職給付に係る資産	343,322	361,149
繰延税金資産	－	－
再評価に係る繰延税金資産	－	－
債務保証見返	19,070	11,714
貸倒引当金	△ 2,053,772	△ 1,811,360
一般貸倒引当金	△ 71,878	△ 156,017
個別貸倒引当金	△ 1,981,893	△ 1,655,343
資産合計	234,922,832	228,910,392

連結損益計算書

(単位：千円)

科　目	令和６年度	令和７年度
経常収益	2,759,124	3,396,104
資金運用収益	2,187,928	2,541,424
貸出金利息	1,308,469	1,357,348
預け金利息	197,402	350,198
有価証券利息配当金	634,071	799,014
その他の受入利息	47,986	34,864
役務取引等収益	207,217	219,915
その他業務収益	13,026	14,393
その他経常収益	350,951	620,370
経常費用	2,559,086	4,051,614
資金調達費用	109,981	367,361
預金利息	109,111	365,201
給付補填備金繰入額	351	1,669
借用金利息	15	25
その他の支払利息	503	464
役務取引等費用	153,910	160,097
その他業務費用	340,154	1,255,954
経費	1,865,747	1,886,145
その他経常費用	82,292	382,055
経常利益	200,037	△ 655,510
特別利益	9,481	109
特別損失	15,458	282,014
税引前当期純利益	194,060	△ 937,415
法人税、住民税及び事業税	6,380	6,225
法人税等調整額	47,915	7,727
当期純利益	139,764	△ 951,369

(2) 負債・純資産勘定

(単位：千円)

科　目	令和６年度	令和７年度
預金積金	228,452,804	223,683,877
借用金	－	－
その他負債	375,339	443,336
賞与引当金	77,041	50,096
退職給付引当金	－	－
役員退職慰労引当金	82,629	65,721
その他の引当金	65,832	30,393
繰延税金負債	17,867	37,774
再評価に係る繰延税金負債	47,974	35,795
債務保証	19,070	11,714
負債合計（A）	229,138,559	224,358,709
出資金	1,262,390	1,258,426
資本剰余金	－	－
利益剰余金	7,436,311	6,503,071
組合員勘定合計（B）	8,698,701	7,761,497
その他有価証券評価差額金	△ 2,986,060	△ 3,250,696
繰延ヘッジ損益	－	－
土地再評価差額金	71,632	40,882
評価・換算差額等合計（C）	△ 2,914,427	△ 3,209,814
純資産合計（D＝B＋C）	5,784,273	4,551,683
負債・純資産合計（A＋D）	234,922,832	228,910,392

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科　目	令和６年度	令和７年度
（利益剰余金の部）		
利益剰余金期首残高	7,309,230	7,436,311
利益剰余金増加高	139,764	－
当期純利益	139,764	－
その他	－	－
利益剰余金減少高	12,683	933,239
当期純損失	－	951,369
配当金	12,683	12,620
自己優先出資消却額	－	－
その他	－	△ 30,750
利益剰余金期末残高	7,436,311	6,503,071

※財務諸表（連結）は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結における自己資本の充実の状況

Ⅰ．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　目	令和６年度	令和７年度
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	8,686	7,761
うち、出資金および資本剰余金の額	1,262	1,258
うち、利益剰余金の額	7,436	6,503
うち、外部流出予定額（△）	12	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	159
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	73	159
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	8,759	7,920
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	43	32
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	32
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	248	261
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る 10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る 15％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	291	294
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	8,467	7,626
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,099	95,820
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8％で除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8％で除して得た額	3,543	4,218
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	98,642	100,038
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.58％	7.62％

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

Ⅱ．定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

影響が僅少であるため記載を省略します。

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

影響が僅少であるため記載を省略します。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

単体と同一です。

ハ．業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

単体と同一です。

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

影響が僅少であるため記載を省略します。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

影響が僅少であるため記載を省略します。

ヘ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

影響が僅少であるため記載を省略します。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

単体と同一です。

(4) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額および時価

影響が僅少であるため記載を省略します。

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単体と同一です。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単体と同一です。

ニ．貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単体と同一です。

(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体と同一です。

(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(8) 金利リスクに関する事項

単体と同一です。

※単体の各種指標につきましては、45 ～ 54 ページをご覧ください。

沿革

S63年	4月	西群馬信用組合と碓氷信用組合が合併し
		群馬県信用組合発足
		理事長に大河原清一就任
		本店営業部開設
H 1年	5月	営業地区を前橋市と玉村町に拡大
H 3年	3月	富岡東支店開設
H 3年	12月	榛名町支店開設
H 5年	4月	日本銀行歳入復代理店業務の開始
H 6年	3月	国債等の窓口販売業務の取り扱い開始
H 6年	5月	全信組連共同オンライン加盟
H 7年	1月	外国為替取次業務取り扱い開始
H 7年	3月	南牧村指定金融機関として指名を受ける
		広報誌「Shin」創刊
H12年	6月	理事長に松井誠就任
H14年	12月	投資信託受益証券等の窓口販売業務の取り扱い開始
H15年	2月	個人向け国債の募集の取り扱い開始
H15年	8月	リレーションシップバンキング機能強化計画策定
H16年	5月	セブン銀行とのATM利用提携の開始
H17年	8月	「地域密着型金融推進計画」策定
H18年	10月	生命保険の窓口販売業務の取り扱い開始
H22年	10月	甘楽町支店新築移転
H24年	11月	富岡東支店を富岡支店に統合
		富岡東出張所ATMコーナー開設
H26年	5月	板鼻支店新築移転
H27年	4月	長期経営計画（H27年度～H35年度）開始
		中期経営計画（H27年度～H29年度）開始
H28年	4月	「あんなか創業支援ネットワーク」設立
H28年	12月	下仁田町と「包括連携に関する協定」締結
H29年	5月	原市支店新築移転
H29年	6月	理事長に新野正行就任
H30年	4月	第2次中期経営計画（H30年度～R2年度）開始
R 2年	5月	横川支店を松井田支店内に移転（店舗内店舗化）
		横川出張所ATMコーナー開設
R 2年	7月	磯部支店を原市支店内に移転（店舗内店舗化）
		南蛇井支店および妙義支店を一の宮支店内に移転（店舗内店舗化）
		磯部出張所ATMコーナー、南蛇井出張所ATMコーナー、妙義出張所ATMコーナー開設
R 2年	10月	高崎西支店を八幡支店内に移転（店舗内店舗化）
		南牧支店および西牧支店を下仁田支店内に移転
		（店舗内店舗化）
		高崎西出張所ATMコーナー、南牧出張所ATMコーナー、西牧出張所ATMコーナー開設
R 3年	2月	県内3信用組合間で「協調融資に関する覚書」を締結
R 3年	3月	群馬県信用保証協会と「中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結
		安中市と「包括連携協定」を締結
R 3年	12月	商工中金と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」を締結
R 5年	3月	安中市商工会と「包括連携協定」を締結
R 5年	6月	群馬県信用組合のSDGs宣言を公表
		理事長に五十嵐公就任
R 5年	9月	安中市スポーツセンターのネーミングライツを取得
		愛称を『安中しんくみスポーツセンター』と命名
R 5年	12月	一般社団法人群馬県中小企業診断士協会と群馬県信用組合との業務提携書の締結

索引

（各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、＊印は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則および同規則に基づく自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第 17 号）で規定されている法定開示項目です。）

概況・組織
- 事業方針 …… 3
- SDGs 宣言 …… 4
- 事業の組織＊ …… 26
- 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）＊ …… 26
- 主要な事業の内容＊ …… 26
- 店舗案内（事業所の名称・所在地）＊ …… 29,30
- ＡＴＭ設置状況 …… 30
- 営業地区 …… 1
- 組合員数 …… 5
- 子会社等の状況 …… 55

主要な事業内容
- 主要事業内容＊ …… 21-25

業務に関する事項
- 事業概況＊ …… 5
- 経常収益＊ …… 5
- 経常利益（損失）＊ …… 5
- 当期純利益（純損失）＊ …… 5
- 出資総額、出資口数＊ …… 5
- 純資産額＊ …… 5
- 総資産額＊ …… 5
- 預金積金残高＊ …… 5
- 貸出金残高＊ …… 5
- 有価証券残高＊ …… 5
- 自己資本比率（単体）＊ …… 5,44,45
- 出資配当金＊ …… 5
- 職員数＊ …… 5

主要業務に関する指標
- 業務粗利益および業務純益等＊ …… 37
- 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支＊ …… 37
- 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘＊ …… 37,38
- 受取利息および支払利息の増減＊ …… 37
- 役務取引の状況 …… 37
- その他業務収益の内訳 …… 37
- 経費の内訳 …… 37
- 総資産経常利益率＊ …… 38
- 総資産当期純利益率＊ …… 38

預金に関する指標
- 預金種目別平均残高＊ …… 38
- 定期預金種類別残高＊ …… 38
- 預金者別預金残高 …… 38
- 財形貯蓄残高 …… 38
- 役職員 1 人当りの預金残高 …… 40
- 1 店舗当りの預金残高 …… 40

貸出金等に関する指標
- 貸出金種類別平均残高＊ …… 39
- 貸出金金利区分別残高＊ …… 39
- 貸出金担保別残高＊ …… 39
- 債務保証見返額担保別残高＊ …… 39
- 貸出金資金使途別残高＊ …… 39
- 貸出金業種別残高・構成比＊ …… 39
- 預貸率（期末・期中平均）＊ …… 38
- 消費者ローン・住宅ローン残高 …… 39
- 代理貸付残高の内訳 …… 40
- 役職員 1 人当りの貸出金残高 …… 40
- 1 店舗当りの貸出金残高 …… 40

有価証券に関する指標
- 商品有価証券種類別平均残高＊ …… 41
- 有価証券の種類別残存期間別残高＊ …… 41
- 有価証券種類別平均残高＊ …… 41
- 預証率（期末・期中平均）＊ …… 38

業務運営に関する指標
- 法令等遵守態勢＊ …… 16
- リスク管理への取り組み＊ …… 19,20
- 苦情処理措置および紛争解決措置＊ …… 17,18
- 顧客保護等管理態勢 …… 17

財産の状況
- 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書＊ …… 32,33
- 代表理事による確認 …… 31
- リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況＊ …… 43
  - （1）破産更生債権およびこれらに準ずる債権＊ …… 43
  - （2）危険債権＊ …… 43
  - （3）三月以上延滞債権＊ …… 43
  - （4）貸出条件緩和債権＊ …… 43
- 有価証券等の評価＊ …… 41,42
- 外貨建資産残高 …… 41
- オフバランス取引の状況 …… 41
- 先物取引の時価情報 …… 41
- オプション取引の時価情報 …… 41
- 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）＊ …… 47
- 貸出金償却額＊ …… 39
- 法定監査の状況＊ …… 31

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
【定性的な開示事項】
- 自己資本調達手段の概要＊ …… 44
- 自己資本の充実度に関する評価＊ …… 44
- 信用リスクに関する事項＊ …… 19
- 信用リスク削減手法に関する方針および手続＊ …… 19
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項＊ …… 53
- 証券化エクスポージャーに関する事項＊ …… 53
- オペレーショナル・リスクに関する事項＊ …… 20,44
- 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要（市場リスク）＊ …… 19
- 金利リスクに関する事項＊ …… 35

【定量的な開示事項】
- 自己資本の構成に関する事項＊ …… 44,45
- 自己資本の充実度に関する事項＊ …… 45
- 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）＊ …… 46
- 信用リスク削減手法に関する事項＊ …… 52
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項＊ …… 53
- 証券化エクスポージャーに関する事項＊ …… 53
- 出資等エクスポージャーに関する事項＊ …… 53
- 金利リスクに関する事項＊ …… 54

中小企業の経営改善および地域活性化の取組
- 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況＊ …… 7-13

その他の業務
- 内国為替取扱実績 …… 38
- 国債および投資信託販売実績 …… 41
- 公共債引受額 …… 41
- 手数料一覧 …… 24

連結決算
- 連結決算の状況＊ …… 55,56
- 連結における自己資本の充実の状況＊ …… 57,58

その他
- 金融サービスを通じた取り組み …… 14,15
- 障がいのあるお客さまに配慮した取り組み …… 15
- 組合員と総代会制度 …… 27,28
- 沿革 …… 59
- 報酬体系について …… 40

群馬県信用組合

発行：群馬県信用組合 企画・情報管理グループ　〒379-0193 群馬県安中市原市 668-6
Tel. 027-382-2433　https://www.kenshinyo.co.jp/

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ